

第6章 様式と参考資料

1 部局進行管理票(様式)

2 市民意見等

- (1) 高松市行財政改革推進委員会意見書
- (2) 市民アンケートの結果(概要)
- (3) パブリック・コメントの結果と対応(概要)

3 高松市職員数の適正化計画

4 関係資料

- (1) 人口推計
- (2) 平成18年中期財政収支見通し
- (3) 平成17年度決算状況
- (4) 平成17年度高松市人事行政の運営等の状況について(抜粋)
- (5) 高松市の給与・定員管理等について(抜粋)
- (6) 計画策定の経緯
- (7) 用語解説

1 部局進行管理票(様式)

第4次行財政改革計画

(計画期間：平成19年度～21年度)

部局名	
-----	--

正規職員数	4 / 1 現在	前年度比較
18年度		
19年度		
20年度		
21年度		

所管課数	4 / 1 現在			前年度比較		
18年度	課	室	係	課	室	係
19年度	課	室	係	課	室	係
20年度	課	室	係	課	室	係
21年度	課	室	係	課	室	係

1. 所掌事務

--

2. 取組目標と実績(総括的事項)

計画策定時	取組実績の評価(部局評価)	
	平成	年度 [<input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 年度末]
	①目標達成度	

	②成果と課題	

③次期の取組方針		

④行財政改革推進委員会の意見(※年度末のみ)		

2 市民意見等

(1) 高松市行財政改革推進委員会意見書

第4次高松市行財政改革計画策定に関する意見書

はじめに

地方自治体は、地域住民に密着した公共サービスの提供を責務としている。少子高齢化を基調とする社会経済構造の変化は、自治体経営のあり方について、発想の転換と抜本的かつ持続的な改革を求めている。

特に財政面では、多額の借入金残高を抱え、今後、税収の大幅な回復も見込めない。制約された財源のもとで、公共サービスの「選択と集中」と自治体経営の効率化は避けられない状況にある。

また、平成17年度、近隣6町との合併が実現した。これにより、都市規模は飛躍的に拡大し、行政組織や職員数も膨らむこととなった。

高松市は、現在、平成19年度を始期とする第4次高松市行財政改革計画(以下「次期計画」という。)の策定作業を進めている。市町合併はもとより、現行の行財政改革計画(以下「現行計画」という。)に基づく取組の成果と課題を踏まえながら、平成20年度に改訂される市総合計画の推進と実現に役立つ、実践的な計画とする方針である。

このような中、当委員会は、市から次期計画の策定に関する意見を求められた。ここに、検討すべき事項や見直しが必要な事項について、提言等を取りまとめたので、意見書として提出するものである。

なお、この意見書は、委員会意見(第1総括的事項、第2検討すべき課題)と委員会の4部会意見(第3各部会意見)で構成している。

市においては、この意見書の内容を厳正に検討され、市長のリーダーシップのもと、次期計画を実効性のある経営改革計画として策定するとともに、その着実な実施を通じて、健全で効率性の高い行財政システムの構築を進めるよう、切に要望する。

平成18年6月27日

高松市行財政改革推進委員会
委員長 野田 法子

第1 総括的事項

総括的な意見は、次の5項目である。

1 行財政改革の必要性

《市の都市水準》

高松市の都市水準は、公表資料によると非常に高位にある。これは、歴史的経緯や民間の経済活動とともに、市が公共サービスや都市整備などに取り組んできた結果であるといえよう。

総務省統計局「統計で見る市区町村のすがた 2005」

…総合評価は中核市 37 市中 6 位

民間リサーチ会社(東洋経済新報社)「都市の住みよさランキング」

…780 都市中 28 位 中核市中 3 位 中国・四国地区 1 位

《多額の借入金・義務的経費の増大等》

しかし、このような市の行政活動は、市の財政に大きな負担と影響を残している。多額の借入金が累積するとともに、少子高齢化の進展という社会構造の変化とも相まって、歳出面では、扶助費・公債費などの義務的経費や施設管理費等が急激に膨らんでいる。

借入金残高(17年度末、一般・特別会計合計)

2,689 億円… 1 世帯当たり約 154 万円

義務的経費等の急激な増加

(一般会計決算)

区 分	A 平成 6 年度	B 平成 16 年度	B/A
扶助費	129 億円	207 億円	160%
公債費	88 億円	213 億円	242%
物件費	81 億円	112 億円	138%

《市税収入の伸び悩み・基金の激減》

一方、歳入面でも、根幹となる市税収入は、各年度で収入額の増減はあるものの、歳入全体に占める割合は落ちてきている。不足する財源を補填するため、家計の預貯金にあたる基金の取り崩しが余儀なくされた結果、基金の残高は大幅に減少している。

(一般会計決算)

区 分	A 平成 6 年度	B 平成 16 年度	B - A
市税収入 (歳入に占める割合)	525 億円 (51%)	521 億円 (43%)	4 億円 (8%)
基金現在高 (財源対策 4 基金)	373 億円	77 億円	296 億円 (B/A=21%)

《財政構造の硬直化》

このような状況は、経常収支比率の悪化として如実に示されている。経常収支比率は、税収入等の経常的な収入が義務的経費などの経常的支出を賄っている度合いを示し、財政構造の健全性を測る尺度である。この比率が低いほど財政運営の自由度は高く、新たな行政ニーズや経費の増大に対して財源を弾力的に配分することができる。しかし、市の財政は、逆にこの比率を悪化させており、財政構造の硬直化が一段と進んでいる。

(普通会計決算)

区 分	A 平成 6 年度	B 平成 16 年度	B - A	備 考
経常収支比率	80.1%	88.9%	8.8%	目標値 80%

《今後の見通し…「団塊の世代」大量退職・人口構成の変化等》

今後にも目を向けても、積極的な好転材料は見当たらない。少子高齢化による人口構成の変化は、収支両面で財政をさらに苦しめる。間近に迫る「団塊の世代」の大量退職は、税収入を減少させるだろうし、社会の高齢化を加速化させる。合併による財政構造の変化や政府の進める様々な構造改革の動向にも注視が必要である。

《50 億円の財源不足》

昨年の中期財政収支見通しによると、このまま何らの改革も見直しをしないで推移した場合、平成 21 年度には 50 億円を超える財源不足(一般財源ベース)が見込まれている。「50 億円」は扶助費財源の約 2 分の 1 に相当する規模であり、その財源不足が解消されないとした場合の市民生活への影響は想像に難くない。

少子高齢化の進展と「団塊の世代」の大量退職

将来人口の推計(高松市高齢者保健福祉計画より抜粋) (単位:人、%)

区分	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18年	424,850	61,615	14.5	277,524	65.3	85,711	20.2
21年	423,767	60,460	14.3	271,765	64.1	91,542	21.6
26年	417,740	56,365	13.5	258,920	62.0	102,455	24.5

中期財政収支見通し(一般会計「一般財源ベース」) (単位:百万円)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入 A		92,846	92,629	91,401
歳出	義務的経費	56,315	55,034	55,155
	人件費	28,704	27,839	27,941
	扶助費	9,728	10,194	10,682
	公債費	17,883	17,001	16,532
	その他経費	41,502	42,568	41,808
計 B		97,817	97,602	96,963
財源不足 A - B		4,971	4,973	5,562

《今、何が必要か……行財政システムの改革》

このように、市の財政状況は、一切の楽観を許さない危機的な状況にある。限られた財源の中で、時代が要請する公共サービスを効果的に提供し続けるためには、「選択と集中」を徹底し、効率的な行財政システムを再構築しなければならない。ここに、行財政改革の必要性がある。

市町合併を契機とし、スピード感をもって、財政構造改革を主眼とする行政運営全般にわたる見直しを、果敢に進めるべきである。

行政の役割は、少子高齢化など時代が要請する新たな行政需要に的確に対応することと、市民生活の様々な分野に係る基礎的な公共サービスを安定的に供給することにある。

これまで進めてきたすべての施策を棚卸し、役割が終了したものや時代のニーズに合わなくなった施策を取りやめることを基本に、職員や組織の体制を適正化し、施設等の重複をなくすことが必要である。

2 市民への説明責任

現在の財政状況を市民にわかりやすく説明するとともに、公共サービスとして実施すべき範囲と市民の自助努力によるべき範囲について理解を求め、市民と行政がともに共通認識に立つことが改革を前進させる第一歩である。

市民には、行政依存の意識や体質、無関心の姿勢があることも一面の事実であろう。しかしながら、行財政の改革は市民生活に影響し、市民の理解と協力が必要である。そのためには、何よりもまず、市民の関心を高めること、ひいては、市民自らの問題として捉えられるようなアプローチが必要である。

わかりやすく啓発的な情報提供に併せて、例えば、一定年数後、現状の行財政システムのあり方を改革した場合としない場合で、市民サービスの内容はどのような違いが生じ、あるいは、市民の負担はどのように増減するかなどを明らかにすることが必要である。加えて、市の対応方針やその理由についても、十分な説明責任を果すことが重要である。

3 取組項目の具体化と評価、進行管理

次期計画は、数字合わせのためではなく、実質的な改革を実行するために策定しなければならない。2にも関連し、次期計画における取組は、抽象的・定性的ではなく、より具体的で実際的な内容を示し、現行の進行管理のあり方も見直す必要がある。

現行計画の取組項目は、「～～を目指す」「～～を図る」との記述が多く、内容が不明瞭である。

また、現行計画では「計画 - 実施 - 評価 - 改善」のPDCAサイクルにより、進行管理することを明記している。しかし、公表される報告書は、情報量も膨大であるため、計画の進捗状況の把握は容易でない。現行計画の「実施済」「着手済」「未着手」等の区分も内容が不明瞭である。

計画の進行管理で重要なことは、計画が未達成となった原因を追究し、次年度以降どのように対処するかを明らかにすることである。現行計画で公表されている資料では、この部分が明確でない。

取組項目は、具体的に「何を、いつまでに、どこまでするのか」を明確にしないと、市民にはわかりにくい。

取組項目の具体化によってはじめて、的確な評価やチェックなど実効性のある進行管理が可能となり、市民に対する説明もわかりやすいものとなる。

4 職員の意識改革

トップが明確な意思を打ち出す中で、幹部職員から一般職に至るまで、市役所一丸となり、明確な目的と意欲をもって行財政改革に取り組もうとする意識改革を進めなければならない。

行財政改革の担い手は、まず、職員である。当委員会の委員も、様々な場面を通じて市の職員に接することが多い。個々の職員または部局および担当課によって、窓口対応の質に差異があるほか、改革の推進に対する姿勢も相当の温度差があるように感じられる。改革を進めようとするのであれば、まず、その担い手である職員自身が変わらなければならない。

次期計画においては、是非とも「職員の意識改革」を明確に位置付け、職員共通の認識としたうえで、主体的な取組を促すべきである。例えば、職場にポスターを掲示することや職場毎に改革スローガンを定めるなど、具体的な運動の推進が必要である。

なお、職員のやる気を喚起するという面からは、将来的には、総人件費の抑制を図る中で、職員の成果や業績を評価するなど、職員の能力に見合ったメリハリのある給与体系への移行が必要である。

また、目標達成度の評価についても、「予定(100%)以上」のランクにあるものが3割程度にとどまっている。企業経営では重点課題は100%達成しないと評価されない。目標達成度に対する評価や認識についても、発想の転換が必要である。

5 職員数の適正化

6町合併で市職員数は大幅に増加したが、市においても、「団塊の世代」の大量退職が迫っている。今後、平成18年度からの5年間で、市職員4,122人のうち約590人が定年退職する。これを好機とし、職員数の適正化と組織のスリム化、総人件費の抑制を実行すべきである。

そのためには、公民の役割分担の観点から、さらなる事務事業の総点検を実行し、中長期的なアウトソーシング計画と定員適正化計画を立案することが必要である。これにより新規採用の抑制はもとより、職員総数を減らす道筋が明確となり、総人件費の計画的な削減を見通せることとなる。

なお、これらの計画の立案に際しては、将来的な職員の年齢構成に留意するとともに、公務熟練者の大量退職や業務のアウトソーシングに伴って行政サービスの質が低下しないよう、適切な方策や措置を検討することが重要である。

第2 検討すべき課題

ここでは、「第1総括的事項」に掲げるもののほか、検討すべき基本項目および合併に伴う課題を整理している。

1 基本項目

(1) 取組項目

ア 重点化・戦略化

次期計画では、重点化・戦略化する方向性やビジョンを、具体的にわかりやすく方針や目標の中に盛り込む必要がある。

現行計画や次期計画の策定方針でも、「選択と集中」「重点化・戦略化」という用語が出てくるが、どの部分あるいはレベルでそれを実施する設定なのかわかりにくい。

その一方で、事務手続の改善項目と行財政改革項目は明確に区分し、同一の計画の中で捉えるべきでないと思われる。

イ 数値目標の設定と測定

取組項目については、「何を、いつまでに、どこまでする」という具体化とともに、可能な限り数値目標を設定し、各年度終了時に成果等を測定すべきである。

これにより、定量的な評価や目標・実績の比較、フィードバックが容易となるなど、改革の進捗状況が明確となる。

特に戦略的重点項目については、定量的な数値目標を設定するとともに、

成果やプロセスを誰にでもわかるように測定すべきである。

ウ グループ化

公表資料の作り方にも関わるが、重点項目を別掲とし、部局毎に取組項目を集約するなど、取組項目のグループ化を検討すべきである。

現行計画の取組項目はボリュームがあり、市民には全体像の把握が難しい。これにより、重要なテーマ毎に成果等を要約しやすくなり、大きな枠組みでの議論も可能となる。また、市民も理解しやすくなる。

(2) 財政健全化計画の策定

ア 財政健全化の計画

財政健全化のための計画を明確にすべきである。

少子高齢化の進展に伴う福祉関係経費の増大など、新たな行政需要は常に発生している。「1行財政改革の必要性」にも掲げたように、依然として、健全財政の確立に向けた歳入・歳出両面の改革は急務である。

その計画は、例えば、各部局または部門毎にマクロ的な歳出抑制目標額を定め、それを達成することにより、財源不足が解消できるというような計画であることが必要である。

イ 各取組項目との関連性の明確化

次期計画では、各々の取組が財政構造の改革にどのように寄与するものであるか、その関連を明確にすべきである。

現行計画では、各取組項目の財政構造改革へのつながりや各々の効果が明確でない。

その意味で、現行計画の「行政改革」と「財政改革」を一本化することについても、検討すべきである。

ウ 歳入増の対策

歳出の削減・抑制だけではなく、歳入を増やす方策を検討すべきである。

構造改革特区制度の活用も検討すべきである。

未利用資産の活用による収入増は、比較的容易に取り組めると思われる。

(3) 評価の視点

行財政の改革は、市民側に何らかのデメリットを発生させる。定量的な評価や効果の検証にあたっては、サービスの受給者である市民側のニーズとズレがないか、常に留意し、市民満足度を高める視点が必要である。

第三者による外部評価や市民の意見を聞くパブリックコメントは有益である。部局または部門毎に取組状況を採点するような評価も導入する必要がある。

(4) 外郭団体の見直し

市の財団など外郭団体の必要性については、再検討が必要である。

市から独立する法人ではあるものの、市民から見れば、役員・職員の採用や雇用条件、組織運営のあり方など、透明性の確保が望まれる。

また、統廃合の可能性も探る必要があると思われる。

(5) 公表資料の見直し

市民に公表する資料は、簡潔かつビジュアルな資料とすべきである。

現在の公表資料は非常に分量が多く、わかりにくいので見直す必要がある。

取組項目の重点化やグループ化とも関連させ、重点項目別、政策別、部門別等の区分毎に要約するほか、可能な限り、具体的かつ平易に表現するとともに、図やグラフ等を用いて、経年比較ができるような配慮が必要である。

2 合併に伴う検討課題

「1基本項目」に掲げるもののほか、ここでは、近隣6町合併に伴い、特に考慮が必要と認められる事項を整理している。

(1) 合併効果を生み出す戦略

今後も引き続き、合併効果が問われることになるが、原則的には行政経費を削減する方向での戦略を、次期計画で打ち出すことが必要である。

併せて、合併効果を評価する項目や指標も導入すべきである。

(2) 重複する組織や施設の見直し

合併で各町の組織や施設が統合されたが、合併協議の結果を踏まえて、統合に伴う重複や無駄について、見直しを検討すべきである。

人員、組織および各種施設について、重複を徹底的に排除したデッサンを描き、それに必要最低限のものを付加するという議論の仕方もあると思われる。

その一方で、旧市に施設を集中させないという視点も重要である。各町の特色ある施設については、旧市施設とのすみわけによる活用が必要である。

(3) 不要な資産の洗い出し

不要な固定資産等の洗い出しを行い、売却または有効活用を推進すべきである。

第3 各部会意見

ここでは、当委員会の4部会毎に集約された意見を掲げている。

1 補助金・使用料部会

当部会は、補助金・使用料について調査・審議する役割を担っている。この部会意見は、これまでの部会活動の成果として、補助金の見直しに係る意見を集約したものである。

(1) 補助金見直しの視点と市の姿勢

補助金見直しにあたっては、本当に必要な補助金か、既得権が恒常化していないか、交付団体等の自立化の妨げになっていないか、他の補助金との関係で事務経費部分の補助に重複がないか、補助をした効果は表れているか、などの視点が重要である。

このような視点に立ち、補助金交付の主体である市は、その原資が市民の税金であることを強く認識し、見直しを先送りするのではなく、当事者として交付先に対する様々な働きかけや調整に努めなければならない。

(2) 情報公開の必要性

補助金見直しにあたって、有効な方法は情報の公開であると考えている。

個人情報の保護との関連を適切に整理し、補助金の交付先、金額、交付目的や理由をはじめ、その補助による効果または成果を開示することを検討すべきである。

補助金交付の実情を公表し、市民監視のもと、補助金交付先における自助努力を促すことが必要である。

(3) 見直しが必要な補助金

まず、市単独の補助金を対象とすべきであるが、長年継続し、陳腐化・矮小化しているものや零細な補助金等は、補助効果の面からも適切な評価を経て、見直しを進めるべきである。

(4) 補助金見直し基準の適用

市は、平成16年9月に「高松市補助金等交付システム見直し基準」を策定しているが、この基準を実際に適用する内部システムを検討し、見直しの実効性を担保すべきである。

優れた基準であるので、この基準を積極的に適用すべきである。

2 アウトソーシング部会

当部会は、事務事業のアウトソーシング(民営化を含む業務の外部委託化。以下「委託化」という。)について調査・審議する役割を担っている。この部会意見は、これまでの部会活動の成果として、事務事業の委託化に係る意見を集約したものである。

(1) 職員の年齢構成等を踏まえた計画の立案

2007年問題に象徴されるように、市においても、団塊の世代が大量退職する。市の財政状況とともに、職員の年齢構成等を踏まえて、中長期的な視野から委託化計画を立案すべきである。

計画の実施にあたっては、適正手続の遵守とスピードアップの両立が必要である。

本年5月に成立した市場化テスト法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)は、同法案で提起されている考え方や手法も考慮に入れる必要がある。

(2) 市民へのアプローチ

サービスの受給者であり、納税者である市民との関わりにおいては、「何でも行政がするのがあたりまえ」という市民感覚を変えていく努力が必要である。

市民にも同じ立場や視野に立ってもらおうという観点が必要である。

市の財政状況など目に見えるものは積極的に公表して、関心を高めるとともに、案件によっては、関係者との十分な調整を図るほか、円滑な委託化を図るために必要な措置を講じるなど、市民の理解を得る努力が必要である。

市民団体等が受託者となる場合は、成功した先行の取組などを参考に、適切な働きかけを行うとともに、公的な役割を十分に伝える必要がある。

(3) 委託化業務の監視

委託化の見直しは、受託者の能力評価が重要であるため、専門知識を有する第三者機関の関与が望ましい。また、委託化した業務については、業務状況を的確に監視するなど、しっかりとしたチェック体制を整備する必要がある。

(4) その他

県と市で類似の事業をしている場合は、一体的な運営およびアウトソーシングを、今後の課題として検討する必要がある。

行政同士の連携が難しい場合でも、民間の受託者からみれば可能な場合もある。

③ 行政評価部会

当部会は、市の事務事業に対する外部評価を担当している。この部会意見は、平成17年度外部評価の取組を通じて得た知見や経験を踏まえて集約したものである。

(1) 外部評価候補事業の選定基準の明確化

外部評価に対する市民などの反響の大きさを考慮すると、評価事業の選定理由を市民に説明できるようにすることが必要である。

外部評価の対象事業は、市側から一定数の候補事業(17年度73事業)が示され、その中から部会メンバー5名で責任を持って評価可能な最大数の事業(30~35事業)を選定している。

市の政策全体と事務事業の関わりの中で、どのような考え方や基準により、当該年度の外部評価候補事業が選ばれたのか、明確にする必要がある。

(2) 今後の外部評価対象事業

今後の外部評価の対象として、次のア~ケに掲げるような事務事業が考えられる。また問題を抱えている事業を優先することや、部局単位または政策体系毎の単位で総合的に評価すること、過去に策定された事業計画や数値目標、終了した事業の検証も必要と思われる。

- ア 所内事務(オフィス事務)
- イ 長期間継続しているもの
- ウ 政策目標に合致していないもの
- エ 担当課が異なるため政策目的が類似して重複の可能性があるもの
- オ 県・市の役割分担が不明確なもの
- カ 合併により他町の事業を引継いだもの
- キ 国・県補助の削減で市負担が増えそうなもの
- ク 指定管理者による管理業務
- ケ 市税の徴収事務、未納・滞納対策

(3) 外部評価方法等の見直し

外部評価の実施時期については、予算編成への反映や議会説明等の期間を考慮すると、外部評価の結果を事務事業の改善により活かすため、実施時期を繰上げるか、次の予算編成に反映させるなどの見直しが必要と思われる。

評価分析については、多くの事業は関係資料の確認とヒヤリング等により評価可能だが、いくつかの事業は現地視察や現場業務の確認、詳しい資料などによる分析に時間をとる必要があり、上記と合わせてスケジュールを検討すべきと考える。

報告書では、部会の総合評価とともに各委員の個別評価も記載しているが、評価の透明性の観点から適切であると思われるので、今後も継続すべきと考える。

(4) 主管課の姿勢・意識改革の必要性

外部評価には、主管課の全面的な協力が必要である。特に、判断が難しい事例については、より積極的な姿勢と十分な情報提供が必要となる。全職員までには、行財政改革に取

り組む意識・熱意が浸透していないのではないかとと思われる。職員の意識改革を徹底する必要がある。

4 公共施設等管理運営部会

当部会は、公の施設指定管理者選定委員会を兼ねている。この部会意見は、平成17年度の指定管理者選定の取組を通じて得た知見や経験を踏まえて、集約したものである。

(1) 指定管理者制度導入の基本

導入計画の策定にあたっては、まず、民営化・廃止・自立化など、「公共施設」として存続させる必要性を十分に検討する必要がある。

そのうえで、制度導入の結果として、施設管理人件費などトータルで行政コストを低減し、市全体の人員も減少するようにしなければならない。

そのためには、選定方法は既存の市外郭団体を指名する非公募ではなく競争性が発揮される「公募」と、経営効率の向上を促す「利用料金制度」を原則とすべきである。これに関連し、当該団体職員の雇用問題への対応が必要である。

施設管理経費を算定する際には、公共性と経済性の両面を考慮することが必要である。

例えば、公共性の高い分野においては、補助金による対応が必要となるため、有効性や市民満足度を測りながら、金額査定を行い、また、経済性で測るべき分野においては、委託費の検証を基本に、コストダウンの徹底を図るという見直しが必要となる。

(2) 非公募施設の解消と市外郭団体の見直し

現在の非公募施設は、3年後の指定更新時には公募選定に移行すべきである。

なぜなら、公募移行を明確にすることが、指定団体職員の創意工夫による経営効率の向上につながるためである。

今から公募選定に移行できるよう、当該団体の事業終息や職員の雇用問題も含め、当該団体見直しの年次計画を策定するなど、条件整備を進める必要がある。

また、当該団体職員の給与体系は年功序列型であり、毎年度の人件費上昇で管理費増となる構造を有している。サービスの対価は、本来、その質や内容によって決まるという経済原則に則り、管理費が固定化しないように見直すべきである。

なお、市外郭団体への市職員の再就職については、高齢者雇用の安定も考慮しながら、縮小する方向が望ましい。

(3) 利用料金制の採用

利用料金制は、指定管理者の経営効率や業務意欲を促す重要なインセンティブである。原則として、公募制とセットで実施すべきである。

(4) 指定管理者業務の監視とセーフティネット

市が支払った委託費についての指定管理者における支出状況をチェックできる仕組みが必要である。

特に、委託業務に係るコストダウン努力(人件費など)や再委託の範囲、料金水準などを検証し、次年度の管理費の効率化に反映させなければならない。

また、指定管理者の選定段階では申請者の供給能力や経営状況などを十分に確認する必要がある。

さらに、指定後の非行等を理由とする指定取消なども想定し、市民への公共的施設サービスの安定供給のためには、保険・保証制度のほか、代行者等を選定できる方策の検討が求められる。

意見書策定に係る高松市行財政改革推進委員会・各部会の開催状況

- 1 委員会：計6回
 平成18年 1月24日 平成17年度第3回高松市行財政改革推進委員会
 2月22日 平成17年度第4回高松市行財政改革推進委員会
 3月29日 平成17年度第5回高松市行財政改革推進委員会
 5月10日 意見書の中間集約会議
 5月30日 平成18年度第1回高松市行財政改革推進委員会
 6月27日 平成18年度第2回高松市行財政改革推進委員会
- 2 部会（補助金・使用料部会、アウトソーシング部会、行政評価部会、公共施設等管理運営部会）
 平成18年 2月22日 平成17年度第1回補助金・使用料部会
 平成17年度第1回アウトソーシング部会
 平成17年度第8回行政評価部会
 4月10日 平成18年度第1回アウトソーシング部会
 4月11日 平成18年度第1回補助金・使用料部会
 5月9日 平成18年度第2回補助金・使用料部会
 平成18年度第2回アウトソーシング部会
 5月24日 平成18年度第1回行政評価部会
 5月26日 平成18年度第1回公共施設等管理運営部会
 6月22日 平成18年度第3回アウトソーシング部会
 6月23日 平成18年度第3回補助金・使用料部会

高松市行財政改革推進委員会 委員名簿

委員長	野田 法子	委員	清家 和彦
副委員長	大西 均	委員	中澤 正良
副委員長	中村 靖	委員	松岡 久美
委員	岩瀬 雅宏	委員	村川 幸恵
委員	岩村 浩司	委員	湯浅 文代
委員	大西 大介	委員	吉井 幸子
委員	合田 利男		
委員	児玉 令江子		

(委員は50音順 敬称略)

(2) 市民アンケートの結果(概要)

期間 18年6月22日～7月31日

回収件数 507件(男性280 女性195)

地域別	旧高松市	合併地区	市外	その他
507	349 (69%)	64 (13%)	31 (6%)	63 (12%)

質 問	選 択 肢	回 答 件 数	構 成 比
1.市が行財政改革に取り組んでいることを知っていましたか。	知っている	382	76%
	知らない	118	24%
	計	500	
2.ここ数年間で、市の行財政改革は進んでいると思いますか。	進んでいる	211	44%
	進んでいない	162	34%
	後退している	11	2%
	その他	94	20%
	計	478	
3.ここ数年間で、市役所のサービスが良くなったと思いますか。	良くなった	162	33%
	変わらない	246	50%
	悪くなった	22	4%
	その他	61	13%
	計	491	
4.ここ数年間で、市役所のムダが少なくなったと思いますか。	少なくなった	107	22%
	変わらない	262	54%
	増えた	13	3%
	その他	101	21%
	計	483	
5.新しい計画では、どの分野に力点を置いて取り組むべきと思いますか。	(1)事務事業の再編、廃止、統合	188	13%
	(2)民間委託等の推進	124	8%
	(3)外郭団体の見直し	132	9%
	(4)地域協働の推進	81	6%
	(5)組織の見直し	107	7%
	(6)定員管理の適正化	98	7%
	(7)給与の適正化	90	6%
	(8)人材育成の推進	118	8%
	(9)公正の確保と透明性の向上	121	8%
	(10)電子自治体の推進	37	2%
	(11)経費の節減合理化等財政の健全化	170	12%
	(12)補助金等の整理合理化	93	6%
	(13)公共工事の入札・契約の適正化	112	8%
	計(複数回答可)	1471	

(3) パブリック・コメントの結果と対応(概要)

パブリック・コメントの対象とした計画(素案)および計画(原案)ならびにそれぞれに「寄せられた御意見と市の考え方」は、高松市のホームページで公開しています。

ホームページ：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/2640.html>

ア 実施の概要

(ア) 次期行財政改革計画(素案)

- ・意見募集期間

平成 18 年 12 月 15 日(金)から平成 19 年 1 月 19 日(金)まで

- ・募集結果 41 件(19 人)

(イ) 第 4 次行財政改革計画(原案)

- ・意見募集期間

平成 19 年 6 月 18 日(月)から平成 19 年 7 月 6 日(金)まで

- ・募集結果 30 件(20 人)

イ 修正内容等の要点

パブリック・コメントで出された意見を踏まえて、計画を修正または計画へ反映した内容の要点は次のとおりです

「備考」欄：計画書で記載している代表頁

主な意見項目	修正・反映の内容	備考
① 市民への質の高い公共サービスの提供を市のミッションとして、より全面に打ち出すべきである。行財政改革は、とかく事業の廃止縮小といった側面が強調される。しかし、行財政改革、政策評価とは本来、過去の経験を踏まえて新たな創意工夫に基づき業務を改革していく前向きのプロセスのはずである。したがって、計画の中でこうしたメッセージを明確にすべきと考える。	・「はじめに」のところで、「高松という共有財産を大きく育てるため、市民の皆さんとともに知恵を絞り、協働の汗をかくことによって、夢と誇りの持てる未来を切り拓くことができます」との趣旨で、市民皆さんへのメッセージを明確にしました。	「はじめに」
② 計画の目的と目標を明確にする。	・ 計画目標は「財政健全化」であることを明確に掲げ、計画全体の達成目標を効果額(数値)で設定しました。 ※ 計画期間における一般会計の経費節減等の目標効果額 70億円	p10
③ 市民にわかりやすい内容・表現とする。	・ これまでのような専門用語と難しい言い回しをできる限り改め、簡潔で平易な記述に努めました。	p36
④ 用語解説を加える。	・ 計画書の末尾の章に「用語解説」を設けました。	p191
⑤ 職員の意識改革と計画目標を組織に浸透させることが重要である。	・ 各部局間で健全な比較競争を促すとともに、職員の意識改革を進めるため、新たに「部局進行管理制」を導入しました。 ・ また、そのための実践として、引き続き事務事業評価を継続することとしました。	p15
⑥ 経常収支比率の目標を85%とする理由は何か。	・ 「財政健全化」の数値(効果額)目標と連動したものとして、経常収支比率85%の目標を設定しました。	p11

主な意見項目	修正・反映の内容	備考
⑦ 主要施設や第3セクターも含め、新しい会計法でバランスシート等を作成し、公表するべきである。	・ 民間企業的な会計制度である「公会計」について、計画の実施項目として位置付けて整備を進めることとしました。	p21
⑧ 市の財政状況や行革取組の成果を公表する。	・ 「わかりやすい情報の提供」を計画項目と位置付け、市の財政状況や行財政改革に関する情報を積極的に公表することとしました。	p36
⑨ 政策や事業の実施においては、投資効果などの事前評価と実施事業の効率性の評価をすべきである。第三者による評価が必要。また、結果を公表する。	・ 引き続き、市民と有識者等で構成する第三者機関の協力も得て、事務事業評価を実施し、結果を公表します。	p37
⑩ 改革の活動的表現はされているが、市民が求めている生活への改革には程遠く、市民意識の把握がされていない。	・ 計画原案の作成に当たっては、市民や有識者で構成する行財政改革推進委員会の意見や市民アンケート、計画素案についてのパブリック・コメントの結果を参考にしています。 ・ また、改革が本当にうまくいっているのか、問題が生じていないか等の観点から、改革後の状態を監視・点検またはフォローする仕組みを取り入れるほか、市民意識調査を実施するなど「市民ぐるみ」の改革となるよう努めることとしています。	p150 p38
⑪ 職員数適正化の計画は国の基準を上回るべきである。	・ 平成23年度までの5ヵ年について、業務の委託等を推進することにより、国の基準を上回る「職員数の適正化計画」を策定しました。	P162
⑫ 職員数純減の目標もさることながら、総人件費を削減する目標を設定すべきである。	5ヵ年計画 ▲10.4% (▲431人) ・ この5ヵ年計画のうち、第4次行財政改革計画(19～21年度の3ヵ年)では、▲7.4% (▲305人)の計画を位置付けています。	p12
⑬ 「民間活力の導入」で生じる余剰人員の見直し、コストカット等を明確にするべきである。	また、この3ヵ年間で約34億円の人件費抑制(累積)の目標額を設定しました。	
⑭ 職員が意欲をもって働き、地域の長期的な発展を考えてプランを実行できる組織機能を確保すべきである。	・ 組織機構の改革として、「地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への転換」や政策形成機能の強化を図ることを明確にしました。	p28
⑮ 財源確保には民間企業的な発想が必要である。	・ 「民間企業的な発想の取入れ」を積極的に進め、収入増を図ることとしました。	p26
⑯ 少子高齢化の対策で実効性をあげるためには、若い人たちの本音を聞くべきである。	・ 実効性のある計画推進を図るため、定期的な市民意識調査などを実施することとしました。	p38
⑰ 市民との接点が多い地方自治体が住民ニーズをしっかりと把握し、市民と協働する形で改革に取り組む必要がある。	・ 計画項目として、「協働の推進と多様なパートナーシップの構築」を設け、『新しい公共』を支える仕組づくりを重点的な取組と位置付けました。 ・ (再掲)組織機構の改革として、「地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への転換」や政策形成機能の強化を図ることを明確にしました。	p32 p28
⑱ 計画原案はボリュームがあり、概要版では簡便すぎて内容がわからない。15頁前後で要点をまとめたものを示すべきである。	・ 御意見に沿い、市民の皆さんにわかりやすい要約版を作成し、公表します。	p36

3 高松市職員数の適正化計画

この計画は、平成18年度を基準とする平成19年度から23年度までの5ヵ年計画です。第4次行財政改革計画では、このうちの平成19年度から21年度までの3ヵ年分を対象とし、「職員数の適正化計画の目標値(p12)」等に掲載しています。



高松市職員数の適正化計画

平成19年7月

高松市

目 次

1	計画策定の趣旨	1
(1)	合併への対応	1
(2)	行財政改革計画との関係	1
(3)	新地方行革指針等における定員管理	1
2	現行の職員数の適正化計画	2
3	新たな職員数の適正化計画	3
(1)	現行計画との関係	3
(2)	計画期間	3
(3)	適正化の手法	3
(4)	計画の対象となる部門および職員	4
(5)	削減人員および数値目標	4
(6)	部門・部局別適正化計画（平成19年度～平成23年度）	5
(7)	職種別適正化計画（平成19年度～平成23年度）	6
4	適正化計画による人件費等の削減効果	6
5	適正化計画の進捗状況等の公表	7
6	今後の取組予定	7
	【参考資料】	8



1 計画策定の趣旨

(1) 合併への対応

職員数の適正化については、現行の職員数の適正化計画（平成 15 年度～平成 19 年度）に基づき、その実現に取り組んでいるが、近隣 6 町との合併（平成 17 年 9 月 26 日に塩江町、平成 18 年 1 月 10 日に牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町）により、組織や職員数の枠組みが大きく変化したこと、また、合併による簡素で効率的な行財政運営の観点から、より一層の職員数の適正化が求められていることを踏まえ、新たな適正化目標の設定が必要となっている。

(2) 行財政改革計画との関係

職員数の適正化は、本市行財政改革の一環として、新高松市行財政改革計画（平成 15 年度～平成 18 年度）と連携して取り組んでいるが、第 4 次行財政改革計画（平成 19 年度～平成 21 年度）は、合併後の状況を踏まえて策定することから、同計画との整合性を確保し、両計画の有効性を高めるため、同年度を初年度として同一視点に立った計画策定とする。

(3) 新地方行革指針等における定員管理

「新地方行革指針」 1（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）において、全地方公共団体での定員適正化計画の早急な策定・見直しを行うとともに、「集中改革プラン」（注）の中で数値目標を掲げて、それを公表することとされており、この数値目標については「行政改革推進法」 2（平成 18 年法律第 47 号）において、平成 17 年 4 月 1 日の地方公務員の総数に対し、平成 22 年 4 月 1 日の総数が 4.6%以上の減員となるよう求められている。その後、「基本方針 2006」 3（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）を踏まえ、「地方行革新指針」 4（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）においては、平成 18 年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で国家公務員の定員純減（5.7%）と同程度の定員純減を行うとともに、2011（平成 23）年度まで継続するよう求められている。

注 集中改革プランとは・・・国の「新地方行革指針」において、行政改革大綱に基づき具体的な取組みを集中的に実施するため、地方公共団体に対し、平成 17 年度を起点とし、平成 21 年度までの取組みを市民にわかりやすく明示した計画を公表するよう求められているもので、その策定にあたっては、可能な限り目標の数値化や住民にわかりやすい指標を用いることとされている。

- 1 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（【参考資料】参照）
- 2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（【参考資料】参照）
- 3 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（【参考資料】参照）
- 4 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（【参考資料】参照）

2 現行の職員数の適正化計画

現行の職員数の適正化計画は、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間で計画期間として、平成 15 年 7 月に策定し、その実現に取り組んでいる。

この計画では、地方分権の進展などによる新たな行政課題にも対応した上で、全部門のうち市長部門などでは、170 人程度の職員を純減することとし、事務処理体制の見直しなどによる事務の効率化、事務・事業の外部委託化、嘱託職員等の配置、組織機構の統廃合、情報化の推進、事務・事業の縮小・廃止などを実施して減員を進めることとしている。

合併前までの進捗状況は、平成 17 年度（4 月 1 日）までに 172 人（うち市長部門などでは 165 人）の減員を達成し、目標を大きく上回るペースで職員数の削減に努めてきた。なお、平成 17 年度の近隣 6 町との合併により、職員数が大幅に増加したものの、合併後の 2 年間で 228 人の減員に努めた。

【現行の職員数の適正化計画】

（単位：人）

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	増減数
計 画	市長部門 など	2,790	2,763	2,725	2,686	2,649	2,620	170
	消防部門	404	405	408	408	418	431	27
	水道部門	176	177	177	174	173	171	5
	合 計	3,370	3,345	3,310	3,268	3,240	3,222	148
	増減数		25	35	42	28	18	
実 績	市長部門 など	2,790	2,763	2,709	2,625	3,430	3,341	551
	消防部門	404	405	406	402	508	507	103
	水道部門	176	177	175	171	187	186	10
	合 計	3,370	3,345	3,290	3,198	4,125	4,034	664
	増減数		25	55	92	927	91	
				合併町職員	1,064			
				合 計	4,262	4,125		
				増減数		137		

平成 14 年度は 5 月 1 日現在、平成 15 年度以降は 4 月 1 日現在の職員数

平成 17 年度の合併町職員数は、平成 17 年 4 月 1 日現在（合併前）の合併 6 町の総職員数

平成 18 年度（実績）については、平成 17 年度中における合併に伴い職員数が増加したもの

3 新たな職員数の適正化計画

(1) 現行計画との関係

新たな職員数の適正化計画は、合併効果を最大限に活かし、義務的経費である人件費の抑制を継続的に図ることを目的として、平成 19 年度を初年度として策定する。

なお、これに伴い、現行の計画は平成 18 年度をもって終了する。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 18 年 4 月 1 日の職員数を起点として、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とする。

なお、地方分権の更なる推進等による新たな行政ニーズのほか、社会経済情勢の変化などに応じて、適宜、見直しを図るものとする。

(3) 適正化の手法

事務事業の廃止、縮小または見直し

事務事業については、その業務の必要性から具体的な実施手法まで、再構築を前提としてゼロベースでの見直しを行う。特に内部事務については、事務処理手続きの簡素化等の改善を図るとともに、関連する業務を集約することでより効率的な執行体制を構築する。

アウトソーシングの積極的な活用推進

平成 16 年 9 月に策定した「高松市公民の役割分担見直しおよびアウトソーシング検討基準」に基づき、公民の役割分担を見直し、市の行政体制のスリム化を図るため、市民サービスの水準のほか、公共性・公益性を確保しつつ、指定管理者制度の導入や民間委託が可能な業務について、積極的な活用を推進する。

適正な職員配置

職員の知識・能力や業務の質・量の的確な把握やジョブローテーションなどにより、効率的かつ効果的な人員配置をおこなう。

再任用職員、非常勤嘱託職員および臨時的任用職員等の活用

職務内容および勤務形態を勘案し、豊富な知識や経験を活かせる業務については定年退職職員等の再任用職員または再雇用職員を、非常勤嘱託職員で対応する方が有効な業務については非常勤嘱託職員を、短期的および突発的業務については臨時的任用職員を活用するなど、正規職員の必要性を検討し、職の要請に応じた柔軟な雇用形態を導入する。

部内応援体制の活用

これまで、臨時的な業務の対応や繁忙期については、部内での応援体制を行ってきたが、今後においても、より積極的に活用し、必要に応じて部局を越えた応援体制を敷くなど、柔軟で効率的な対応を図る。

行政の情報化推進

庁内 LAN などの基幹ネットワークの再構築を始め、電子入札システムの拡大、戸籍事務の電算化など、情報通信技術を活用した電子市役所を構築し、事

務の簡素化・効率化を推進する。

職員の資質・能力の向上

最小の経費で最大の効果を生み出すために、職員一人一人の意識を改革するとともに、自らの能力と意欲の向上を目的とした職員研修制度を充実させるなど、組織の活性化を図る。

新たな行政需要への対応

新規事業への対応や事業の拡大については、既存の事業の適時性や必要性を見直し、事業のスクラップを実施する中で、必要最小限の人員で行うなど、可能な限り現行の職員数で対応する。

(4) 計画の対象となる部門および職員

市長部門、教育委員会部門、各種行政委員会のほか消防部門、水道部門の全ての部門の職員を対象とする。ただし、本市が受け入れている香川県職員のうち相互交流派遣による職員は除く。

また、短時間勤務の再任用職員、非常勤嘱託職員（再雇用職員を含む。）および臨時的任用職員についても対象外とする。

(5) 削減人員および数値目標

新たな職員数の適正化計画における計画期間（平成 19 年度～平成 23 年度）での削減人員を 431 人とし、削減率 10.4%を数値目標とする。

部門別・部局別および職種別適正化計画については、(6)および(7)参照。

《参考》

第 4 次高松市行財政改革計画（平成 19 年度～平成 21 年度）に係る 3 年間の削減人員は、305 人（削減率 7.4%）である。

なお、行政改革推進法の規定に基づき要請されている平成 22 年 4 月 1 日における適正化目標値等については、下表のとおりであり、同法第 55 条第 1 項の規定で求められている 4.6%以上の職員数の削減を達成予定である。

（単位：人）

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
職 員 数	4,262	4,125	4,034	3,948	3,820	3,767	
増減数（前年 比）		137	91	86	128	53	495
						削減率（%）	11.6

平成 17 年 4 月 1 日（平成 17 年度の合併 6 町の職員数を含む。）を起点とする。

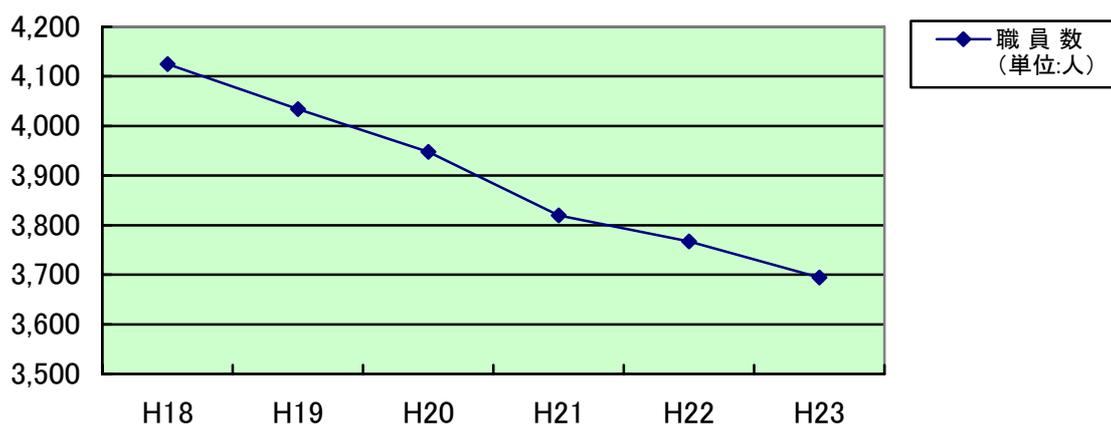
(6) 部門・部局別適正化計画(平成19年度～平成23年度)

(単位:人)

部 局 等		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	増減数	増減率(%)
市長 部 門	総務部	80	81	80	80	78	75	5	6.3
	企画財政部 (1)	217	213	207	204	201	200	17	7.8
	市民部	395	374	349	338	329	324	71	18.0
	健康福祉部	804	791	782	713	704	698	106	13.2
	病院部	509	504	512	509	509	505	4	0.8
	環境部	263	256	247	243	242	242	21	8.0
	産業部	121	116	113	111	111	111	10	8.3
	都市整備部 (2)	345	341	334	318	309	304	41	11.9
教育 委員 会 部 門	教育部	546	523	514	498	483	447	99	18.1
	文化部	95	87	84	83	83	82	13	13.7
行政委員会		55	55	53	53	53	52	3	5.5
消防部門		508	507	488	487	484	475	33	6.5
水道部門		187	186	185	183	181	179	8	4.3
合 計 (対前年比)		4,125	4,034 (91)	3,948 (86)	3,820 (128)	3,767 (53)	3,694 (73)	431	10.4

1 企画財政部には、出納室を含む。

2 平成19年度から、組織の再編整備により都市開発部と土木部を統合し、都市整備部となった。



(7) 職種別適正化計画 (平成 19 年度 ~ 平成 23 年度)

(単位:人)

部 局 等	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増減数	増減率 (%)
一般行政職等 (1)	2,236	2,188	2,139	2,051	2,031	2,018	218	9.7
医療技術職等 (2)	581	576	582	573	574	574	7	1.2
技能職	600	574	547	514	481	430	170	28.3
教員	200	189	192	195	197	197	3	1.5
消防職	508	507	488	487	484	475	33	6.5
合 計	4,125	4,034	3,948	3,820	3,767	3,694	431	10.4

- 1 一般行政職等には、一般事務・技術(水道部門(企業会計)を含む。)のほか、保育士を含む。
 2 医療技術等には、医師(歯科医師、獣医師を含む。)、保健師、助産師、看護師のほか、栄養士や診療放射線技師などの医療技術職を含む。

4 適正化計画による人件費等の削減効果

計画期間の平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で段階的に削減を予定している 431 人の正規職員の業務については、施設の民営化や指定管理者制度の導入、民間委託化、非常勤嘱託職員化などの運営・執行形態変更となり、5 年間の累計で、8,223,179 千円(平成 18 年度ベース)の削減効果を見込んでいる。

《参考》

第 4 次高松市行財政改革計画(平成 19 年度~平成 21 年度)に係る削減効果額は、3 年間で 3,443,419 千円を見込んでいる。

5 適正化計画の進捗状況等の公表

職員数の適正化計画（平成 19 年度～平成 23 年度）の進捗状況等を，毎年度，広報たかまつおよび高松市ホームページで公表する。

6 今後の取組予定

この適正化計画は，現段階で考えられるあらゆる可能性を視野に入れ，組織体制や事務事業の簡素化・効率化を図りつつ，円滑な行政運営を確保するためのものである。

今後，新たな行政ニーズや社会経済情勢の変化による事務事業の増減が発生する場合は，計画の内容の見直しを適宜図っていく。

【参考資料】

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知＝新地方行革指針）（抜粋）

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から，全地方公共団体において定員適正化計画の中で数値目標を掲げ，これを公表し，着実に実行すること。定員適正化計画を策定していない一部の市町村にあっては，早急にこれを策定するとともに，すでに策定している団体にあっては，積極的に計画を見直すこと。

なお，定員適正化計画の策定・見直しに当たっては，以下の点を踏まえて行うこと。
ア 過去 5 年間の地方公共団体の総定員の状況は，各団体の努力により 4.6%（平成 11 年から平成 16 年）純減している。今後は，市町村合併の進展，電子自治体や民間委託等の推進等を踏まえると，過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要がある。各地方公共団体においては，このような観点からそれぞれの行財政運営の状況を踏まえ，明確な数値目標を設定すること。

イ 将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析すること。

ウ 定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用すること。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号＝行政改革推進法）（抜粋）

（地方公務員の職員の純減）

第 55 条 政府は，平成 22 年 4 月 1 日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成 17 年 4 月 1 日における当該数からその 1000 分の 46 に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう，地方公共団体に対し，職員数の厳格な管理を要請するとともに，必要な助言その他の協力を行うものとする。

2 政府は，前項の規定の趣旨に照らして，地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すほか，地方公共団体の事務及び事業に係る施策については，地方公務員の増員をもたらすことのないよう努めるものとする。

3 政府及び地方公共団体は，公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び

教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（平成 36 年法律第 188 号）第 2 条第 1 項に規定する教職員をいう。）その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

- 4 地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。
- 5 地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、組織形態の在り方を見直し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）又は一般地方独立行政法人（同法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）その他の法人への移行を推進するものとする。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定 = 基本方針 2006）（抜粋）

地方公務員

地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点から様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減（ 5.7%）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

< 既に決まっている改革 >

- ・ 国の給与構造改革を踏まえた改革を行う。

< 更なる改革 >

本年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減（ 5.7%）と同程度の定員純減（2010 年度まで）を行う。

定員純減を 2011 年度まで継続する。

比較対象企業規模を見直す必要がある（100 人以上 50 人以上）。

地域の民間給与の更なる反映を図る。

ボーナスの支給月数の地域格差の反映を図る。

特殊勤務手当を削減する。

互助会への補助金を削減する。

級別職員構成を是正する。

知事等の高額な退職手当を適正化する。

教職員等人件費を削減する。

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知 = 地方行革新指針)(抜粋)

1 地方公務員の職員数

地方公共団体の定員管理については、新地方行革指針に基づき、平成 17 年度中に公表することとされた各団体の「集中改革プラン」の中で、平成 22 年 4 月 1 日における数値目標を掲げるよう要請していたところであるが、行政改革推進法第 55 条においては、地方公共団体は、職員数の厳格な管理を行うこととされ、また、「基本方針 2006」においては、本年 4 月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うとされているとともに、定員純減を 2011 年度まで継続することとされている。

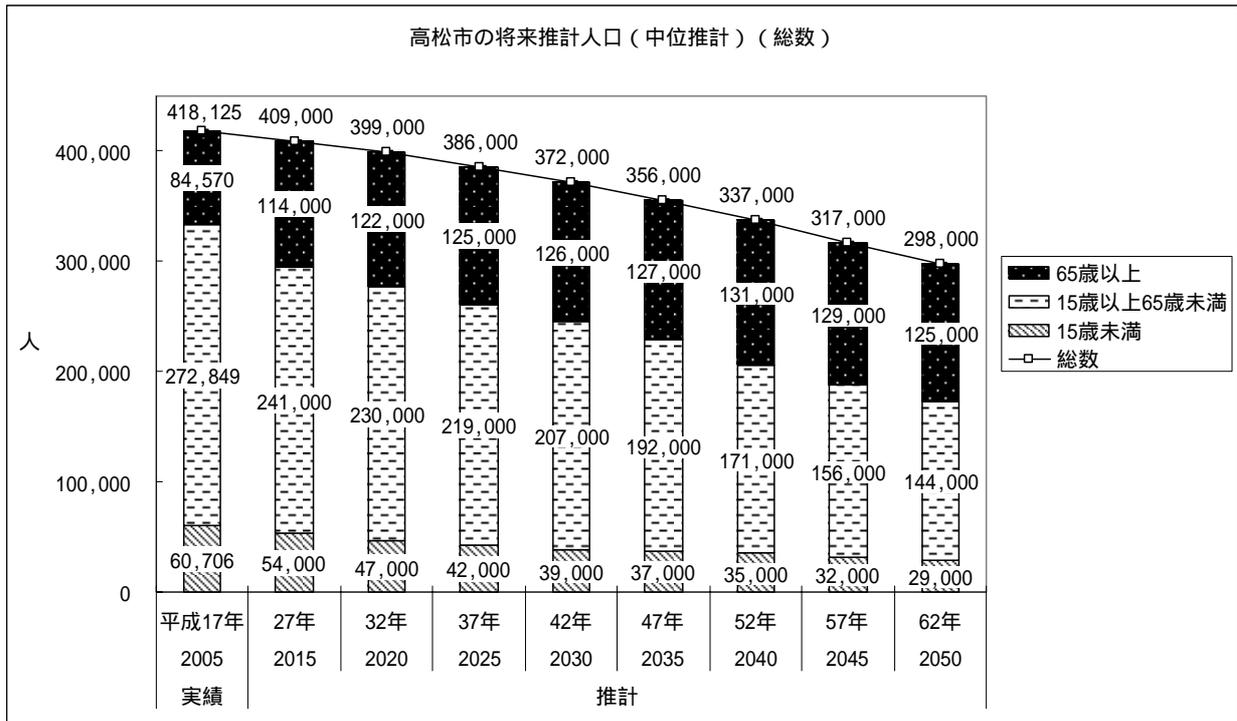
以上を達成すべく、各地方公共団体においては、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、各分野ごとの数値目標の検証・分析を行いつつ、国が定める地方公務員の定員関係の基準等の見直しや公共サービス改革の取り組みについて適切に反映することなどを通じて、職員数の一層の純減を図ること。

4 関係資料

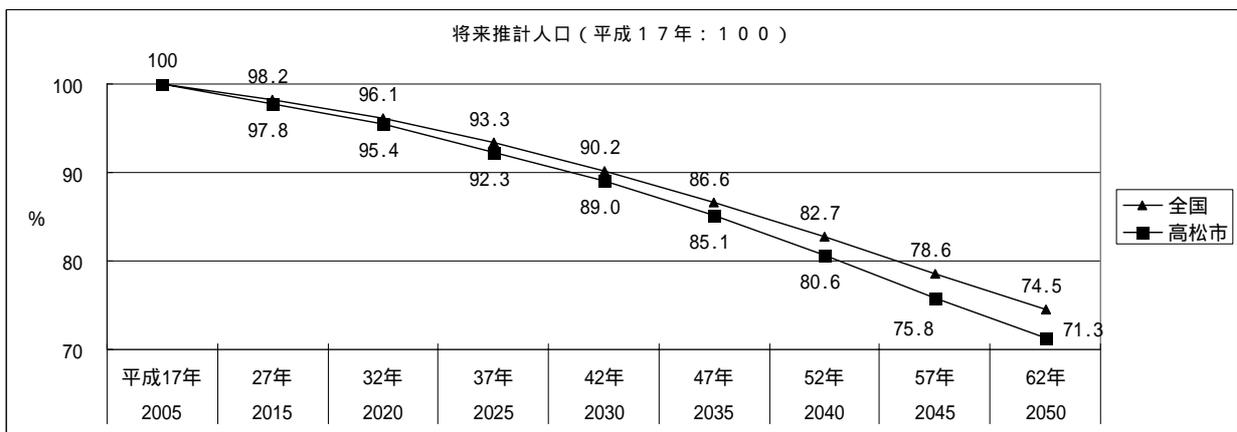
(1) 人口推計

(平成19年6月高松市新総合計画(仮称) 基本構想(素案)より抜粋)

本市の総人口は、今後、全国の傾向と同様に、減少が続き、平成27年には40万9,000人(平成17年の97.8%)、42年には37万2,000人(同89.0%)、62年には29万8,000人(同71.3%)になると推計されます。



年齢階層別では、62年には17年に比べ、15歳未満および15歳以上65歳未満の人口がおおむね半数となるのに対し、65歳以上の人口はおおむね1.5倍になると推計され、少子・高齢化が一層進行するものと予測されます。



(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市総人口を基準人口とするコーホート要因法による高松市推計

19年4月1日現在の市町の境界に組み替えるとともに、年齢不詳人口を各年齢階層に按分して計上

全国値は、日本の将来推計人口(18年12月推計(国立社会保障・人口問題研究所))の出生中位・死亡中位推計から作成

将来の都道府県別総人口

(1,000人)

地 域	①平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	②平成47年 (2035)	減少率 ②/①(%)
秋 田 県	1,146	1,094	1,037	975	911	847	783	68.32
和 歌 山 県	1,036	994	949	898	846	793	738	71.24
青 森 県	1,437	1,386	1,330	1,266	1,196	1,124	1,051	73.14
山 口 県	1,493	1,444	1,387	1,321	1,250	1,178	1,103	73.88
島 根 県	742	717	688	656	622	588	554	74.66
高 知 県	796	771	742	708	671	634	596	74.87
岩 手 県	1,385	1,342	1,292	1,234	1,171	1,106	1,040	75.09
長 崎 県	1,479	1,431	1,379	1,319	1,255	1,187	1,117	75.52
山 形 県	1,216	1,178	1,134	1,084	1,032	979	925	76.07
愛 媛 県	1,468	1,429	1,380	1,323	1,260	1,195	1,127	76.77
徳 島 県	810	788	762	730	696	659	622	76.79
新 潟 県	2,431	2,366	2,286	2,193	2,092	1,986	1,875	77.13
奈 良 県	1,421	1,389	1,349	1,298	1,240	1,175	1,104	77.69
北 海 道	5,628	5,513	5,360	5,166	4,937	4,684	4,413	78.41
福 島 県	2,091	2,039	1,976	1,902	1,821	1,737	1,649	78.86
宮 崎 県	1,153	1,127	1,095	1,055	1,010	962	912	79.10
富 山 県	1,112	1,090	1,058	1,019	975	929	880	79.14
鹿 児 島 県	1,753	1,708	1,656	1,595	1,529	1,460	1,389	79.24
香 川 県	1,012	991	963	927	887	846	802	79.25
大 分 県	1,210	1,186	1,154	1,115	1,070	1,022	971	80.25
長 野 県	2,196	2,155	2,095	2,021	1,941	1,858	1,770	80.60
鳥 取 県	607	596	580	561	540	518	495	81.55
石 川 県	1,174	1,155	1,128	1,093	1,053	1,009	960	81.77
熊 本 県	1,842	1,809	1,766	1,712	1,649	1,582	1,510	81.98
佐 賀 県	866	850	829	804	775	744	712	82.22
福 井 県	822	807	788	763	736	707	676	82.24
茨 城 県	2,975	2,935	2,873	2,790	2,690	2,577	2,451	82.39
広 島 県	2,877	2,842	2,784	2,706	2,613	2,509	2,393	83.18
山 梨 県	885	872	853	829	802	772	739	83.50
岐 阜 県	2,107	2,083	2,041	1,984	1,917	1,842	1,761	83.58
大 阪 府	8,817	8,736	8,582	8,358	8,072	7,741	7,378	83.68
群 馬 県	2,024	2,001	1,961	1,908	1,845	1,776	1,699	83.94
宮 城 県	2,360	2,334	2,291	2,231	2,158	2,074	1,982	83.98
静 岡 県	3,792	3,771	3,712	3,623	3,511	3,384	3,242	85.50
岡 山 県	1,957	1,942	1,910	1,864	1,808	1,746	1,677	85.69
三 重 県	1,867	1,854	1,823	1,779	1,725	1,666	1,600	85.70
兵 庫 県	5,591	5,564	5,482	5,355	5,193	5,007	4,799	85.83
京 都 府	2,648	2,629	2,590	2,533	2,459	2,372	2,274	85.88
栃 木 県	2,017	2,006	1,978	1,934	1,879	1,816	1,744	86.47
全 国	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679	86.62
福 岡 県	5,050	5,034	4,977	4,884	4,759	4,609	4,440	87.92
埼 玉 県	7,054	7,082	7,035	6,923	6,752	6,527	6,258	88.72
千 葉 県	6,056	6,108	6,087	6,008	5,879	5,706	5,498	90.79
愛 知 県	7,255	7,367	7,392	7,359	7,276	7,152	6,991	96.36
神 奈 川 県	8,792	8,962	9,018	8,993	8,896	8,737	8,525	96.96
滋 賀 県	1,380	1,401	1,406	1,401	1,388	1,368	1,341	97.17
東 京 都	12,577	12,906	13,059	13,104	13,047	12,905	12,696	100.95
沖 縄 県	1,362	1,394	1,416	1,429	1,433	1,431	1,422	104.41
減少県*	32	40	42	45	46	47	47	

(2) 平成18年度中期財政収支見通し

この資料は、平成18年10月に公表している「財政運営指針」から引用したものです。

中期財政収支見通し(一般会計の一般財源ベースで試算)

別表

歳入 (単位:百万円)

区分	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	
一般財源	市 税	61,507	65,300	106.2%	65,915	100.9%	64,648	98.1%	64,929	100.4%
	地方譲与税・交付金	12,240	8,643	70.6%	7,712	89.2%	8,625	111.8%	8,035	93.2%
	地方交付税等	18,160	17,999	99.1%	18,130	100.7%	18,071	99.7%	18,251	101.0%
	うち臨時財政対策債	3,861		0.0%						
	競輪事業収入	100	100	100.0%	100	100.0%	100	100.0%	100	100.0%
	その他	4,671	812	17.4%	632	77.8%	632	100.0%	632	100.0%
	合計 A	96,678	92,854	96.0%	92,489	99.6%	92,076	99.6%	91,947	99.9%

歳出 (単位:百万円)

区分	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度			
	金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率		
一般財源充当	義務的経費	55,576	57,618	103.7%	56,001	97.2%	55,797	99.6%	55,782	100.0%	
	内訳	人件費	27,158	28,694	105.7%	27,689	96.5%	27,677	100.0%	28,252	102.1%
		扶助費	10,928	11,256	103.0%	11,211	99.6%	11,547	103.0%	11,893	103.0%
		公債費	17,490	17,668	101.0%	17,101	96.8%	16,573	96.9%	15,637	94.4%
	投資的経費	6,047	5,644	93.3%	5,950	105.4%	6,477	108.9%	6,471	99.9%	
	その他の経費	35,436	33,349	94.1%	34,196	102.5%	33,745	98.7%	33,586	99.5%	
	合計 B	97,059	96,611	99.5%	96,147	99.5%	96,019	99.9%	95,839	99.8%	

財源不足 A - B	381	3,757	3,658	3,943	3,892
------------	-----	-------	-------	-------	-------

* 地方交付税等は、地方交付税と臨時財政対策債との合算額

参考資料

4 基金の年度末現在高の推移

資料 1

(単位：千円)

年度	財政調整基金	減債基金	生活環境施設整備基金	建設事業基金	計	対前年度比	平成17年度	備考	
7	10,361,627	4,472,744	4,468,466	13,401,731	32,704,568	90.3%	100.0		
8	7,783,434	4,700,876	3,318,912	10,012,765	25,815,987	78.9%	78.9		
9	7,844,430	4,623,543	2,231,915	8,857,133	23,557,021	91.2%	72.0		
10	5,677,986	3,652,700	1,496,229	5,806,741	16,633,656	70.6%	50.9		
11	5,890,080	2,164,618	801,111	3,549,714	12,405,523	74.6%	37.9		
12	6,922,419	2,602,724	23,992	1,634,271	11,183,406	90.1%	34.2		
13	6,252,799	4,105,460	24,015	1,537,109	11,919,383	106.6%	36.4		
14	7,546,483	4,107,582	24,020	1,057,770	12,735,855	106.8%	38.9		
15	6,931,118	4,110,443	24,027	3,858,205	14,923,793	117.2%	45.6		
16	1,494,830	2,312,970	24,034	3,860,679	7,692,513	51.5%	23.5		
17	旧市分	2,248,104	314,495	24,042	3,183,778	5,770,419	75.0%	17.6	
	6町分	4,708,000	124,000	0	512,000	5,344,000	-	16.3	
	計	6,956,104	438,495	24,042	3,695,778	11,114,419	144.5%	34.0	
18	4,963,062	438,934	24,067	3,699,376	9,125,439	82.1%	27.9		

1 6年度までは旧高松市の決算額
1 8年度は見込み(9月補正後)

市債残高等の推移

資料 2

(単位：千円)

年度	一般会計				特別会計				計				公債費比率 (普通会計)	市債残高比率 (普通会計)	
	発行額	前年度比	年度末 現債額	前年度比	発行額	前年度比	年度末 現債額	前年度比	発行額	前年度比	年度末 現債額	前年度比			
7	11,730,700	109.7%	79,992,110	110.1%	8,587,900	164.1%	59,121,996	113.6%	20,318,600	127.6%	139,114,106	111.6%	12.5%	1.41	
8	17,534,500	149.5%	92,291,755	115.4%	8,202,200	95.5%	65,675,271	111.1%	25,736,700	126.7%	157,967,026	113.6%	13.1%	1.59	
9	16,889,800	96.3%	103,626,046	112.3%	7,824,800	95.4%	71,503,779	108.9%	24,714,600	96.0%	175,129,825	110.9%	13.7%	1.74	
10	14,042,300	83.1%	111,132,736	107.2%	12,540,600	160.3%	81,564,864	114.1%	26,582,900	107.6%	192,697,600	110.0%	14.5%	1.83	
11	11,287,900	80.4%	114,965,596	103.4%	8,723,200	69.6%	87,191,666	106.9%	20,011,100	75.3%	202,157,262	104.9%	14.3%	1.78	
12	14,077,600	124.7%	120,458,586	104.8%	7,087,000	81.2%	90,914,293	104.3%	21,164,600	105.8%	211,372,879	104.6%	15.0%	1.82	
13	8,760,700	62.2%	119,629,645	99.3%	3,152,200	44.5%	90,721,684	99.8%	11,912,900	56.3%	210,351,329	99.5%	15.6%	1.81	
	7,310,700	51.9%	118,179,645	98.1%	3,152,200	44.5%	90,721,684	99.8%	10,462,900	49.4%	208,901,329	98.8%	—	1.79	
14	13,570,318	154.9%	122,911,968	102.7%	5,973,200	189.5%	92,528,648	102.0%	19,543,518	164.1%	215,440,616	102.4%	16.4%	1.89	
	10,285,318	140.7%	118,176,968	100.0%	5,973,200	189.5%	92,528,648	102.0%	16,258,518	155.4%	210,705,616	100.9%	—	1.83	
15	19,633,000	144.7%	131,406,693	106.9%	4,270,200	71.5%	92,133,340	99.6%	23,903,200	122.3%	223,540,033	103.8%	17.3%	2.10	
	14,103,900	137.1%	121,142,593	102.5%	4,270,200	71.5%	92,133,340	99.6%	18,374,100	113.0%	213,275,933	101.2%	—	1.95	
16	15,124,229	77.0%	128,056,606	97.5%	4,487,500	105.1%	91,125,802	98.9%	19,611,729	82.0%	219,182,408	98.1%	18.5%	2.05	
	11,145,529	79.0%	113,813,806	94.0%	4,487,500	105.1%	91,125,802	98.9%	15,633,029	85.1%	204,939,608	96.1%	—	1.84	
17	市のみ	6,430,400	42.5%	123,009,843	96.1%	6,102,000	136.0%	91,763,793	100.7%	12,532,400	63.9%	214,773,636	98.0%	—	—
		3,264,000	29.3%	105,511,252	92.7%	6,102,000	136.0%	91,763,793	100.7%	9,366,000	59.9%	197,275,045	96.3%	—	—
	6町合計	2,342,600	-	26,940,370	-	895,700	-	17,022,868	-	3,238,300	-	43,963,238	-	—	—
		1,237,200	-	22,070,949	-	895,700	-	17,022,868	-	2,132,900	-	39,093,817	-	—	—
	一部事務組合	582,300	-	10,165,791	-	0	-	0	-	582,300	-	10,165,791	-	—	—
		582,300	-	10,165,791	-	0	-	0	-	582,300	-	10,165,791	-	—	—
合計	9,355,300	61.9%	160,116,004	125.0%	6,997,700	155.9%	108,786,661	119.4%	16,353,000	83.4%	268,902,665	122.7%	17.9%	2.03	
	5,083,500	45.6%	137,747,992	121.0%	6,997,700	155.9%	108,786,661	119.4%	12,081,200	77.3%	246,534,653	120.3%	—	1.75	
18	10,050,800	107.4%	154,563,831	96.5%	7,716,600	110.3%	110,030,048	101.1%	17,767,400	108.6%	264,593,879	98.4%	—	—	
	6,190,000	121.8%	128,836,076	93.5%	7,716,600	110.3%	110,030,048	101.1%	13,906,600	115.1%	238,866,124	96.9%	—	—	

平成16年度末までは旧高松市の決算額, 18年度末は見込(9月補正後)

平成13-18年度下段は臨時財政対策債を除いた額

(3) 平成17年度決算状況

ア 高松市の財政状況等一覧表

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一 般 会 計	150,496	142,344	8,152	7,227	137,748	487	基金から8,556百万円繰入
老人福祉センター奥の湯温泉事業	72	72	0	0	0	22	
母子寡婦福祉貸付金事業	105	83	22	22	0	3	
中小企業勤労者福祉共済事業	285	285	0	0	0	118	
太田第2土地区画整理事業	5,092	4,704	388	387	11,821	2,448	
普 通 会 計	155,907	145,609	10,298	9,273	172,231	397	

2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）

(百万円)

	総収益	総費用	純損益	不良債務	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
介護老人保健施設	339	497	△158	-	373	15	法適用企業
水 道	9,181	7,575	1,606	-	17,267	94	法適用企業
塩 江 簡 易 水 道	108	80	28	-	618	44	法適用企業
病 院	8,155	8,669	△514	-	2,662	1,217	法適用企業
	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
下 水 道 (公 共)	15,728	15,828	23	0	81,455	3,723	法非適用企業
下 水 道 (特 環)	1,082	1,162	0	0	5,625	407	法非適用企業
下 水 道 (生 活 排 水)	2	2	0	0	4	0	法非適用企業
下 水 道 (農 集 排)	18	18	0	0	88	15	法非適用企業
港 湾 整 備	3	5	3	3	0	0	法非適用企業
中 央 卸 売 市 場	441	441	0	0	852	61	法非適用企業
食 肉 セ ン タ ー	557	557	0	0	2,400	492	法非適用企業
駐 車 場	584	766	56	56	5,431	37	法非適用企業
国民健康保険事業(事業勘定)	35,399	34,633	766	766	0	3,112	
国民健康保険事業(直診勘定)	34	34	0	0	0	15	
老 人 保 健 事 業	40,181	40,161	20	20	0	2,761	
介 護 保 険 事 業	22,025	21,649	376	376	0	3,126	
競 輪 事 業	16,660	15,862	798	798	370	0	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 不良債務が～百万円となるときは、「△～」と表記している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債現在高	当該団体の負担割合	備考
高松地区広域市町村圏振興事務組合 (一 般 会 計)	464	246	218	218	2	82.9	
高松地区広域市町村圏振興事務組合 (介護サービス事業)	153	161	70	70	0	85.2	
高松地区広域市町村圏振興事務組合 (衛生処理センター事業特別会計)	822	729	93	93	719	78.6	
高松地区広域市町村圏振興事務組合 (西部広域クリーンセンター事業特別会計)	1,549	1,469	80	80	1,481	94.6	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(千円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	備考
高松市土地開発公社	84	84,586	5,000	0	6,927,851	12,749,780	0	
高松市学校建設公社	3	11,357	10,000	0	0	0	0	
高松市学校給食会	△2,895	7,977	10,000	65,960	0	0	0	
高松市福祉事業団	0	20,000	20,000	0	0	0	0	
高松市水道サービス公社	1,400	108,091	5,000	0	0	0	0	
高松市丸亀町まちづくり	△6,360	△10,420	5,000	0	0	0	0	
香川県市町村職員互助会	62,304	825,753	6,366	33,519	0	0	0	
高松市スポーツ振興事業団	0	10,000	10,000	0	0	0	0	
高松市花と緑の協会	1,336	517,810	10,000	10,300	0	0	0	
高松市国際交流協会	798	469,526	430,000	16,554	0	0	0	
高松勤労者総合福祉振興協会	0	100,000	65,000	0	0	0	0	
高松観光コンベンション・ビューロー	169	545,116	300,000	76,995	0	0	0	
高松市食肉卸売市場公社	7	32,243	15,000	0	0	0	0	
高松市文化芸術財団	4,704	21,214	10,000	56,742	0	0	0	
湯遊しおのえ	291	18,528	2,250	0	0	0	0	
香南地域振興	31	24,435	22,000	0	0	0	0	
香南町農業振興公社	△901	9,099	9,500	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.790	実質収支比率	10.9
実質公債費比率	16.3	経常収支比率	88.9

(注) 実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3カ年平均である。

イ 普通会計決算における主な財政指標の推移

この資料は、前掲の「財政運営指針」からの引用です。

普通会計決算における主な財政指標の推移

資料 4

項目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
標準財政規模(千円)	62,309,233	64,585,562	66,573,146	68,530,693	72,734,753	74,150,987	74,192,491	72,237,949	68,986,861	85,309,136	84,852,275
財政力指数	1.025	1.016	1.006	0.993	0.941	0.893	0.857	0.854	0.849	0.783	0.790
経常一般財源比率(%)	98.6	98.9	97.1	96.9	101.9	102.6	104.2	103.8	110.4	111.7	108.9
一般財源比率(%)	65.1	61.3	62.1	63.2	63.4	65.0	70.3	69.2	67.2	74.9	72.9
自主財源比率(%)	65.4	63.2	63.5	62.5	57.6	55.8	59.4	56.4	54.0	58.9	61.4
実質収支比率(%)	2.5	2.7	3.0	2.7	3.4	4.2	3.2	3.1	4.0	5.5	10.9
経常収支比率(%)	80.7	82.3	83.8	86.1	80.5	81.1	82.3	83.7	82.3	87.5	88.9
公債費比率(%)	12.5	13.1	13.7	14.5	14.3	15.0	15.6	16.4	17.3	17.7	17.9
実質公債費比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.3
公債費負担比率(%)	11.7	12.4	13.3	14.8	15.2	16.2	17.1	18.7	18.4	17.1	17.0
起債制限比率(%)	11.1	11.0	11.0	11.5	11.7	12.0	12.1	12.5	12.9	12.6	13.2
歳入構成比率(%)											
市税比率	50.2	47.3	48.6	47.5	44.9	43.9	47.1	46.3	41.7	39.9	39.8
市債比率	12.9	16.0	16.0	13.2	10.0	11.7	7.9	12.4	16.2	7.9	6.6
その他歳入	36.9	36.7	35.4	39.3	45.1	44.4	45.0	41.3	42.1	52.2	53.6
歳出性質別構成比率(%)											
義務的経費	42.8	40.1	42.0	44.4	44.5	44.0	48.5	50.8	48.0	50.5	50.1
人件費	21.3	19.2	19.9	20.3	19.4	19.5	21.1	21.8	19.5	21	20.7
扶助費	13.2	12.7	13.3	14.2	14.9	13.3	14.6	15.4	15.5	15.8	15.9
公債費	8.3	8.2	8.8	9.9	10.2	11.2	12.8	13.6	13.0	13.7	13.5
投資的経費	29.9	33.3	30.9	30.3	26.5	27.7	20.7	20.0	22.6	14.1	15.9
その他経費	27.3	26.6	27.1	25.3	29.0	28.3	30.8	29.2	29.4	35.4	34.0
積立金現在高(千円)	35,463,492	30,574,020	30,027,460	23,127,328	21,705,220	17,198,352	17,626,883	17,767,763	15,038,533	18,671,233	12,114,082
市債現在高(千円)	88,019,004	102,408,743	116,088,249	125,106,079	129,667,917	135,172,877	133,920,341	136,744,009	144,663,643	178,218,340	172,231,292
債務負担行為額(千円)	24,270,383	27,544,623	28,943,767	30,947,517	32,806,818	44,010,428	41,515,345	40,888,658	34,909,526	54,621,728	35,142,818
市債残高比率(%)	1.41	1.59	1.74	1.83	1.78	1.82	1.81	1.89	2.10	2.09	2.03
基金残高比率(%)	0.57	0.47	0.45	0.34	0.30	0.23	0.24	0.25	0.22	0.22	0.14

平成16, 17年度は、合併町および一部事務組合を含んだ数値

財政指標の算式等

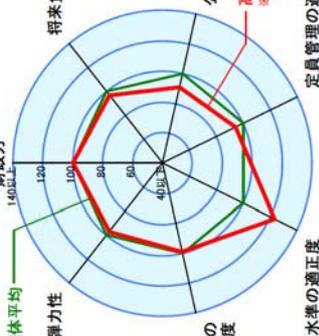
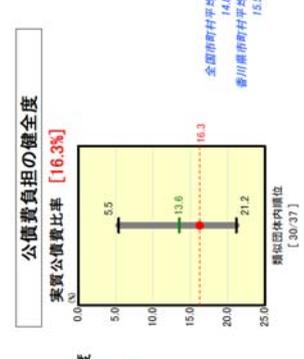
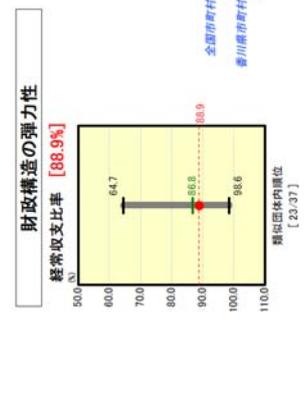
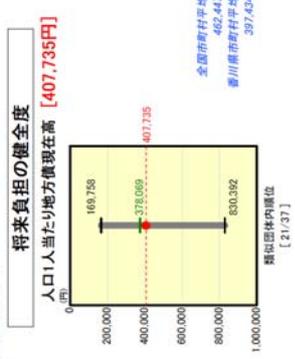
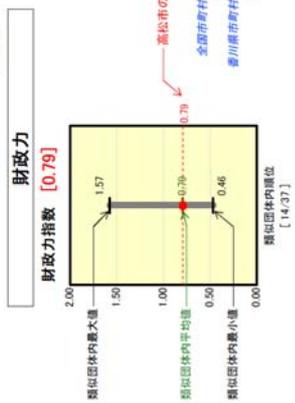
標準財政規模(千円)	標準税収入＋普通交付税など
財政力指数	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 3 \text{年分} \times 1/3$
経常一般財源比率(%)	$\frac{\text{経常一般財源}}{\text{標準財政規模}}$
一般財源比率(%)	$\frac{\text{一般財源}}{\text{歳入総額}}$
自主財源比率(%)	$\frac{\text{自主財源}}{\text{歳入総額}}$
実質収支比率(%)	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}}$
経常収支比率(%)	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}}$
公債費比率(%)	$\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{標準財政規模}}$
実質公債費比率(%)	$\frac{\text{公債費の元利償還金など}}{\text{標準財政規模}}$

公債費負担比率(%)	$\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源}}$
起債制限比率(%)	15～20%:要注意 20%～:起債の制限を受ける
市税比率(%)	$\frac{\text{市税}}{\text{歳入総額}}$
市債比率(%)	$\frac{\text{市債}}{\text{歳入総額}}$
義務的経費比率(%)	$\frac{\text{義務的経費}}{\text{歳出総額}}$
投資的経費比率(%)	$\frac{\text{投資的経費}}{\text{歳出総額}}$
積立金現在高(千円)	財源対策4基金の合計額
市債残高比率(%)	$\frac{\text{市債残高}}{\text{標準財政規模}}$
基金残高比率(%)	$\frac{\text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}}$

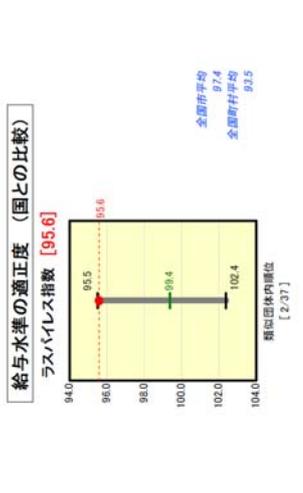
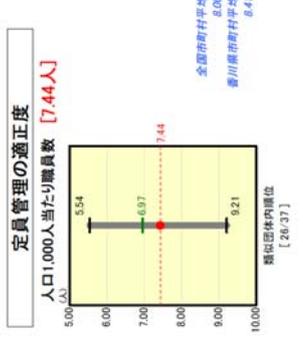
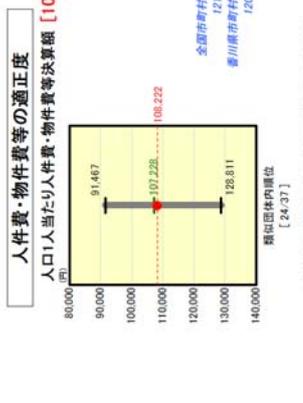
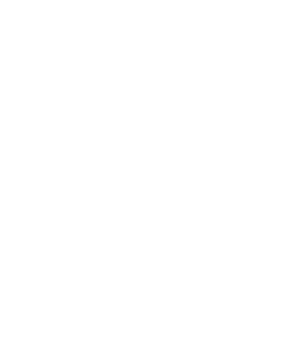
市町村財政比較分析表(平成17年度普通会計決算)

香川県 高松市

人口 422,410 人(H18.3.31現在)
 面積 375.05 km²
 歳入総額 155,908,979 千円
 歳出総額 145,608,512 千円
 実質収支 9,273,321 千円



※類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を指す。



※人件費・物件費及び維持経費の合計である。ただし、人件費には事業費を伴う人件費を含み、退職金は含まない。

分析欄

財政力指数：平成17年度における市町村合併に伴い、0.05ポイント悪化しているが、今後、合併効果を最大限発揮するための業務事業の見直しとともに、さらなる事業の選択と集中を図り、指標の改善に努めたい。

経常収支比率：収入は増加したものの、経常経費も増え、増加分が相殺されたことにより、平成16年度と同率となっている。また、類似団体を2.1ポイント上回っていることから、今後は市債取得の向上や受益負担の適正化をはじめ、自主財源の確保に全力を挙げて取り組むほか、合併効果を最大限に発揮するとともに、維持管理経費についても指定管理導入を促進するなど、経常経費のさらなる見直しを行い、比率を低下させ、財政構造の弾力化に努める。

人口1,000人当たり人件費・物件費等決算額：類似団体平均に比べ悪くなっているのは、主に物件費および維持経費を要因としており、今後、行政改革計画策定に基づき、また、合併効果を最大限発揮し、適正な人員管理や物件費の抑制に努める。

ラスバイス指数：旧高松市における統計方法など制約を行った結果、類似団体と比べ3.8ポイント下回っている。人口1人当たり地方債現在高：国の統計方法に準拠した地方債の推移や道庁地区の国債借入金比率を考慮した結果、有償債比率が高まることが要因となっている。また、この数値は、プライマリーバランスに留意しながら、今後の地方債発行の適正化の観点から、改善の方向に進んでいる。

実質公債費比率：指針地区の国債借入金比率を考慮して算出されたことから、全国市町村平均を上回っているが、この数値はプライマリーバランスの赤字率に算入された地方債発行に努めており、今後、改善される見込みである。

人口1,000人当たり職員数：平成17年度における6町の購入により、職員数が増加したことから、平成16年度に比べ0.35人上回っている。平成19年度から5年間の定員適正化計画に基づき、今後、合併効果を最大限発揮し、適正な人員管理に努める。

ウ 他の市町村との比較

資料出典 香川県HP 「県内市町の行財政運営の状況」より

http://www.pref.kagawa.jp/jichisin/kouhyou/

参考資料

普通会計決算における主な財政指標の状況

資料3

区 分	平成16年度		平成17年度	
	高松市	中核市平均	高松市	中核市平均
標準財政規模(千円) A	85,309,136	85,722,750	84,852,275	89,816,977
財政力指数(3ヵ年平均)	0.783	0.784	0.790	0.779
経常一般財源比率(%)	111.7	107.5	108.9	107.6
経常一般財源比率(%) (減税補てん債, 臨時財政対策債を除く。)	103.6	100.6	102.9	102.3
一般財源比率(%)	74.9	70.1	72.9	70.6
自主財源比率(%)	58.9	57.1	61.4	56.4
実質収支比率(%)	5.5	3.4	10.9	3.5
経常収支比率(%)	87.5	86.6	88.9	86.9
経常収支比率(%) (減税補てん債, 臨時財政対策債を除く。)	94.4	92.9	94.1	91.5
公債費比率(%)	17.7	15.8	17.9	15.6
実質公債費比率(%) (3ヵ年平均)	-	-	16.3	14.1
公債費負担比率(%)	17.1	16.3	17.0	16.6
起債制限比率(%)	12.6	10.8	13.2	11.0
歳入構成比率(%)				
市税比率	39.9	42.4	39.8	43.0
市債比率	7.9	9.7	6.6	9.1
その他歳入	52.2	47.9	53.6	47.9
歳出性質別構成比率(%)				
義務的経費	50.5	49.1	50.1	49.5
人件費	21.0	20.3	20.7	20.0
扶助費	15.8	16.5	15.9	17.0
公債費	13.7	12.3	13.5	12.5
投資的経費	14.1	16.1	15.9	15.4
その他経費	35.4	34.8	34.0	35.1
積立金現在高(千円) B	18,671,233	19,619,957	12,114,082	20,826,200
市債現在高(千円) C	178,218,340	177,384,282	172,231,292	183,320,629
債務負担行為額(千円) D	54,621,728	29,305,850	35,142,818	33,153,229
市債残高比率(%) C/A	2.09	2.06	2.03	2.03
基金残高比率(%) B/A	0.22	0.23	0.14	0.24

平成16, 17年度は, 合併町および一部事務組合を含んだ数値

「財政指標の算式等」は、P177を参照

(4) 平成17年度高松市人事行政の運営等の状況について(抜粋)

この資料は、毎年9月に前年度分を公表しており、ここでは、そのうち職員数に係る部分を抜粋して掲載しています。

平成17年度高松市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2および高松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年高松市条例7号)第6条の規定に基づき、平成17年度の高松市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成18年9月29日

1 任免および職員数

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

(単位：人，平成17年度)

区 分	採 用	退 職			
		定 年	勸 奨	自己都合 そ の 他	
一 般 行 政 職	事務	8	17	8	19
	福祉				
	司書				
	学芸員				
	文化財専門員				
	土木		2	2	
	農業土木			2	1
	建築		3	1	
	機械				
	電気		1		1
	化学		1		1
	農業				
	水産				
	園芸 造園				
保育士	4	2	5	15	
医師	9	1	1	11	
歯科医師			1		
薬剤師	1	1	1		
栄養士	1				
診療放射線技師					
臨床検査技師				2	
臨床工学技士					
理学療法士					
視能訓練士					
作業療法士					
言語聴覚士					
歯科衛生士					
あん摩マッサージ指圧師					
臨床心理士					
獣医師	1			1	
保健師					
助産師				2	
看護師	1		2	12	
消防職員	11	5	2		
技能職員	1	9	9	8	
計	36	42	34	73	

このほか、市町合併により、1,001人の町および一部事務組合の職員を受け入れている。

(2) 採用試験の実施状況 《省略》

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人，各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 16 年	平成 17 年		
一 般 行 政	議 会	18	18	0	【増要因】 地域コミュニティの推進 1 人 子育て支援等 1 人 【減要因】 事務の効率化 △28 人 再任用・嘱託化 △3 人 事務・事業の縮小 △16 人
	総務企画	326 (1)	322 (2)	4	
	税 務	111 (1)	108 (1)	3	
	民 生	464	453	11	
	衛 生	286	282	4	
	労 働	4	4	0	
	農林水産	57	50 (2)	7	
	商 工 土 木	27 220	25 210	2 10	
	小 計	1,513 (2)	1,472 (5)	41	
特 別 行 政	教 育	515 (1)	499 (1)	16	【減要因】 学校職員の配置変更△15人
	消 防	406	402	4	
	小 計	921 (1)	901 (1)	20	
公 営 企 業 等 会 計	病 院	397 (3)	388 (3)	9	【減要因】 看護師の配置変更 △9 人 事務の外部委託化 △8 人
	水 道	175	171	4	
	下 水 道	102	94	8	
	そ の 他	109	104 (1)	5	
	小 計	783 (3)	757 (4)	26	
合 計		3,217 (6)	3,130 (10)	87	
高松広域派遣職員		70	67	3	
県派遣受入職員		6	4	2	
総 合 計		3,293 (6)	3,201 (10)	88	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり，地方公務員の身分を保有する休職者，派遣職員などを含み，臨時または非常勤職員を除いている。
2 ()内は，再任用短時間勤務職員であり，外書きである。

(2) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

定員適正化目標

計画期間内(平成15～19年度)に市長部門などの職員数を170人減員する。

定員適正化手法の概要

事務処理体制の見直しなどによる事務の効率化，外部委託化，嘱託職員などの配置，組織機構の統廃合，情報化の推進，事務・事業の縮小・廃止などを積極的に進め，計画の実現に向けて取り組む。

定員適正化計画の年次別進捗状況

(単位：人)

区分	H14年度 (計画前年)		H15年度 (1年目)		H16年度 (2年目)		H17年度 (3年目)		H15年度~ H17年度 増減の計	(参考) 数値目標	
	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減		職員数	増減
市長 部門 など	2,790	-	2,763	27	2,709	54	2,625	84	165	2,620	170
消防 局	404	-	405	1	406	1	402	4	2	431	27
水道 局	176	-	177	1	175	2	171	4	5	171	5
計	3,370	-	3,345	25	3,290	55	3,198	92	172	3,222	148

《以下省略》

(5) 高松市の給与・定員管理等について(抜粋)

この資料は、毎年4月に前年度分を公表しており、ここでは、関係部分を抜粋して掲載しています。

高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成16年度の人件費率
平成17年度	42万1,132人	1,456億851万2千円	92億7,332万1千円	308億6,470万4千円	21.2%	21.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
平成17年度	3,165人	20,081,969千円	6,345千円	6,907千円

(注)1 給与費には退職手当を含まない。

2 職員数は、旧高松市、旧塩江町、旧牟礼町、旧庵治町、旧香川町、旧香南町、旧国分寺町、旧木田香川地区町村税滞納整理組合、旧讃岐地区広域消防組合、旧香川南部葬祭場組合および旧高松地区広域市町村圏振興事務組合のうち旧南部広域クリーンセンターの平成17年4月1日現在の人数の合計である。

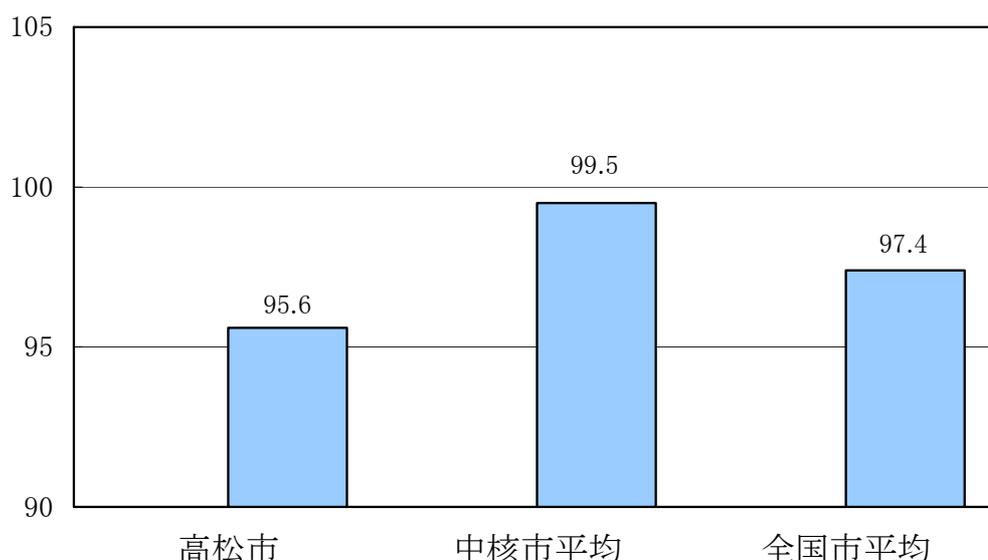
(3) 特記事項

近隣町との合併:平成17年9月26日 塩江町を編入

平成18年1月10日 牟礼町、庵治町、香川町、香南町および国分寺町を編入

職員給料の削減:平成17・18年度の2年間、全職員の給料の月額を職務の級に応じて2~5%減額

(4) ラスパイレス指数の状況(平成18年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 中核市平均とは、中核市(中核市は、指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するべく設けられたものです。近隣では、松山市や高知市などが中核市です。)のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

改定なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高松市	43.9 歳	348,908 円	409,470 円	376,854 円
香川県	43.2 歳	349,231 円	400,849 円	369,969 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
中核市平均	43.2 歳	356,272 円	445,028 円	403,819 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高松市	45.9 歳	323,292 円	367,258 円	339,017 円
香川県	47.8 歳	348,505 円	393,565 円	364,903 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
中核市平均	45.8 歳	336,538 円	390,515 円	365,487 円
民間事業者平均	53.4 歳	—	372,479 円	—

③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	42.6 歳	381,346 円	424,758 円
香川県	43.0 歳	385,452 円	432,830 円
中核市平均	44.8 歳	408,973 円	473,889 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	41.8 歳	342,172 円	371,645 円
香川県	44.7 歳	392,749 円	435,592 円
中核市平均	43.8 歳	360,500 円	401,364 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分		高松市	香川県	国
一般行政職	大学卒	166,796 円	165,094 円	170,200 円
	高校卒	135,632 円	134,248 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	139,062 円	138,904 円	—
	中学卒	—	123,869 円	—
高等学校教育職	大学卒	186,690 円	184,785 円	—
	高校卒	144,060 円	142,590 円	—
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	186,690 円	184,785 円	—
	高校卒	144,060 円	142,590 円	—

- 1 高松市と香川県の額は、いずれも給料の減額後の額である。
 2 国の一般行政職の初任給は、Ⅱ種採用者のものである。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,496 円	319,824 円	368,233 円
	高校卒	215,992 円	265,360 円	309,115 円
技能労務職	高校卒	213,507 円	243,079 円	300,021 円
高等学校教育職	大学卒	315,502 円	373,356 円	403,974 円
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	296,178 円	363,672 円	—

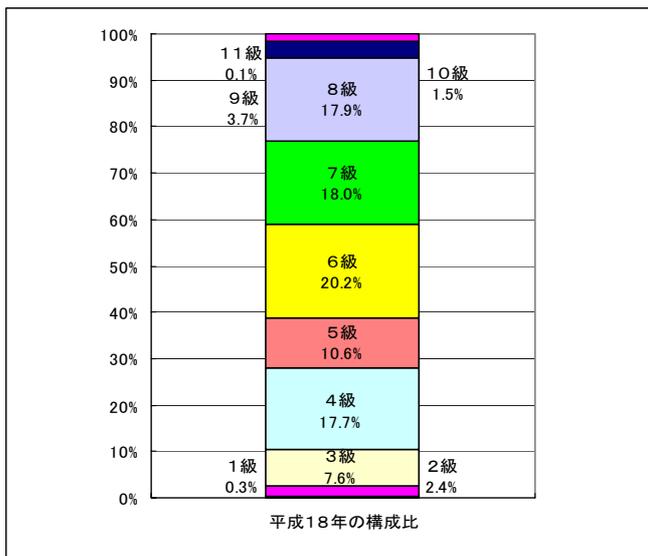
3 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事, 技師, 事務員, 技術員	5人	0.3%
2 級	主事, 技師, 事務員, 技術員	37人	2.4%
3 級	主事, 技師	118人	7.6%
4 級	係長	274人	17.7%
5 級	係長	165人	10.6%
6 級	係長	313人	20.2%
7 級	課長補佐	279人	18.0%
8 級	課長, 課長補佐	278人	17.9%
9 級	部次長, 課長	58人	3.7%
10 級	部長, 部次長	23人	1.5%
11 級	部長	2人	0.1%

(注)1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高松市	香川県	国
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,697 千円	1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,859 千円	—
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成18年4月1日現在）

高松市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 21.0 月分 32.76 月分	勤続20年 23.5 月分 30.55 月分
勤続25年 33.75 月分 42.12 月分	勤続25年 33.5 月分 41.34 月分
勤続35年 47.5 月分 59.28 月分	勤続35年 47.5 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
(退職時特別昇給 —)	
1人当たり平均支給額 430万5千円 2,795万8千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 《省略》

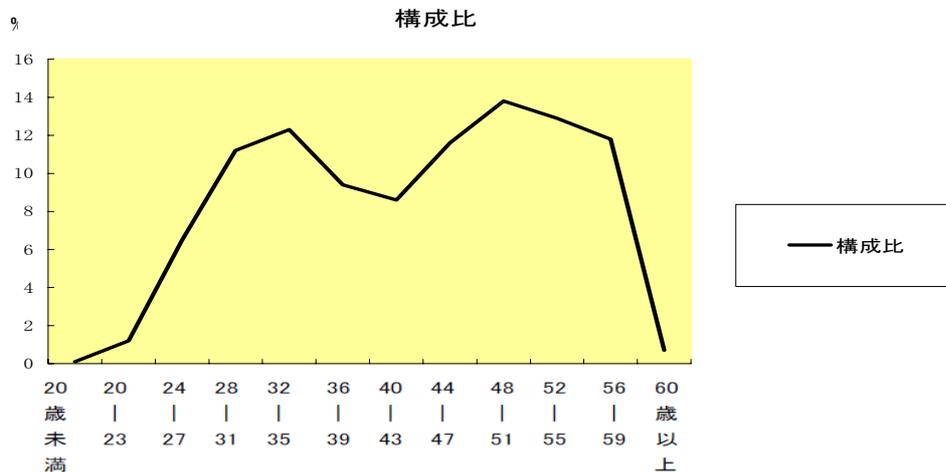
5 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	1,033,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	助 役	(1,110,000	円)	1,267,000	円/	824,000	円
	収 入 役	(844,000	円)	1,008,000	円/	738,000	円
		(897,000	円)	862,000	円/	657,000	円
報 酬	議 長	727,000	円	863,000	円/	625,000	円
	副 議 長	(727,000	円)	779,000	円/	235,000	円
	議 員	(647,000	円)	710,000	円/	304,700	円
		(608,000	円)				
期 末 手 当	市区町村長	(平成17年度支給割合)					
	助 役	3.3	月分				
	収 入 役						
	議 長	(平成17年度支給割合)					
	副 議 長	3.3	月分				
	議 員						
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	助 役	111万円 × 勤続年数 × 500/100		22,200,000円	任期毎		
	収 入 役	89.7万円 × 勤続年数 × 400/100		14,352,000円	任期毎		
	備 考	77.6万円 × 勤続年数 × 300/100		9,312,000円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	3	50	267	460	508	388	354	479	567	532	486	28	4,122

7 公営企業職員の状況 《省略》

(6) 計画策定の経緯

高松市行財政改革推進本部会等	高松市行財政改革推進委員会		市議会
		部会	
<p>平成 18 年 6 月議会 ・次期計画の始期を平成 19 年度とすることを表明</p> <p>平成 18 年 2 月 16 日 第 4 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・次期計画策定方針（素案）を審議</p> <p>平成 18 年 3 月 24 日決裁 ・現行計画の 1 年延長適用と次期計画の策定方針を決定</p> <p>平成 18 年 4 月 ・第 1 次部局検討を開始</p> <p>行財政改革計画に関する市民意見を募集 期間：18.6.22～7.31</p>	<p>平成 18 年 1 月 24 日 第 3 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・次期計画策定方針（骨子）を協議 ・次期計画に対する委員意見の提出を依頼</p> <p>平成 18 年 2 月 22 日 第 4 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・次期計画策定方針（案）を協議 ・次期計画策定に関する意見取りまとめを依頼</p> <p>平成 18 年 3 月 29 日 第 5 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・次期計画策定方針を説明 ・意見書（総論等）取りまとめについて意見交換</p> <p>平成 18 年 5 月 10 日 委員会役員による意見書中間集約会議開催 ・意見書の中間集約等を協議</p> <p>平成 18 年 5 月 30 日 第 1 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・意見書（総論等）の集約を協議 ・全員で部会テーマごとに意見交換</p> <p>平成 18 年 6 月 27 日 第 2 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・意見書集約（各部会意見を含む。） ・市長へ提出</p>	<p>平成 18 年 2 月 22 日 第 1 回補助金・使用料部会開催 第 1 回アウトソーシング部会開催 第 8 回行政評価部会開催</p> <p>平成 18 年 4 月 10 日 第 1 回アウトソーシング部会開催</p> <p>平成 18 年 4 月 11 日 第 1 回補助金・使用料部会開催</p> <p>平成 18 年 5 月 9 日 第 2 回補助金・使用料部会開催 第 2 回アウトソーシング部会開催</p> <p>平成 18 年 5 月 24 日 第 1 回行政評価部会開催</p> <p>平成 18 年 5 月 26 日 第 1 回公共施設等管理運営部会開催</p> <p>平成 18 年 6 月 22 日 第 3 回アウトソーシング部会開催</p> <p>平成 18 年 6 月 23 日 第 3 回補助金・使用料部会開催</p>	<p>平成 18 年 3 月 22 日 総務消防調査会開催 ・次期計画策定方針（案）を説明</p>

高松市行財政改革推進本部会等	高松市行財政改革推進委員会		市議会
		部会	
<p>平成 18 年 7 月 3 日 第 2 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・次期計画の基本的な枠組と今後の対応を審議</p> <p>平成 18 年 7 月 31 日 第 3 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・次期計画策定に係る検討状況の報告および第 2 次部局検討を決定</p> <p>平成 18 年 11 月 22 日 第 5 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・次期計画（素案）を審議</p> <p>次期計画（素案）のパブリック・コメントを実施 期間：18.12.15～19.1.19</p> <p>平成 19 年 6 月 7 日 第 1 回高松市行財政改革推進本部会開催 ・第 4 次計画原案の審議</p> <p>計画（原案）のパブリック・コメントを実施 期間：19.6.18～19.7.6</p> <p>平成 19 年 7 月 13 日 第 4 次高松市行財政改革計画決定</p>	<p>平成 18 年 11 月 27 日 ・次期計画（素案）を委員へ送付し、素案についての意見提出を依頼</p> <p>平成 19 年 2 月 27 日 第 4 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・次期計画（素案）パブリック・コメントの結果を報告</p> <p>平成 19 年 3 月 31 日 委員任期満了</p> <p>平成 19 年 4 月 1 日 新委員任期開始</p> <p>平成 19 年 4 月 20 日 第 1 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・部会の編成替えを決定</p> <p>平成 19 年 6 月 14 日 第 2 回高松市行財政改革推進委員会開催 ・第 4 次計画原案について</p>	<p>平成 18 年 11 月 28 日 議員全員協議会開催 ・次期計画（素案）を説明</p> <p>平成 19 年 6 月 27 日 議員全員協議会開催 ・第 4 次計画原案について</p>	

(7) 用語解説

用語	解説
あ行	
新しい公共	総務省の研究会などが提唱する考え方で、社会が必要とする公的なサービスを行政だけではなく、地域の様々な主体(市民、NPOや企業など)が提供する、より広い範囲の「公共」をいいます。従来の行政直営による『公共』サービスや市場経済を通じて民間企業が提供する民間サービスに加えて、地域の様々な主体が公的なサービスを提供する領域を創出しようとする考え方で、社会を支える新たなシステムづくりが志向されています。
新しい総合計画	市の行政活動の最も基本となる基本構想のことで、新しい計画は平成20年度にスタートさせる予定です。
委託化業務調査	民間委託した業務などが適切に処理されているかどうか、問題は生じていないかなどを把握し、改善へつなげるための調査をいいます。
一般会計からの繰出	特定の歳入をもって特定の歳出に充てる事業を行う特別会計に対して、一般会計が一定の基準に基づき特定の経費を支払うことをいいます。
一般会計からの負担金等の繰出	地方公営企業法に基づき民間企業的な事業経営を行う企業会計に対して、一般会計が一定の基準に基づき特定の経費を支払うことをいいます。
一般会計	市の会計の一つで、最も中心となる会計のことで、行政運営の基本的な経費を網羅して計上します。一般会計と別に、特別会計、企業会計があります。
一般財源	市の行政活動の原資となる財源のうち、その使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことで、地方税(市税)、地方譲与税、地方交付税などがあります。
N P O	自発性、公益性、非営利性のある市民活動を行う組織体をいい、特定非営利活動法人格の有無は問いません。
か行	
改革後の監視評価	委託化業務調査の結果などに対して、必要があれば改善につなげるため、その状態を評価し、点検することです。
外郭団体	主に市が出資して設立している公益法人のことをいい、広い意味では自治会や婦人会など、市民を構成員とする市の関係団体も含まれます。
外部監査	地方自治法の規定に基づき、外部の公認会計士などが市の業務を監査することです。
香川滞納整理推進機構	香川県と県内すべての市町、滞納整理組合が構成員となって、平成17年8月に設立された組織で、県の税務職員が市町の担当者などと一緒に、滞納整理を進めています。
各種債権	市が有している貸付金の返還金や費用徴収の収入金などの債権のことです。
各種収入金	市税以外の使用料・手数料、財産収入、その他様々な市の収入金のことです。
各種団体	自治会や婦人会など、市民を構成員とする団体のことです。
課税客体	課税の目的となるべきものをいい、課税物件ともいいます。たとえば、固定資産税の課税客体は、土地、家屋および償却資産です。
合併	市町合併のことで、高松市は平成17年度に近隣6町(塩江町・香川町・国分寺町・香南町・庵治町・牟礼町)と合併しました。
合併支所	平成17年度の合併で設置した支所のことです。合併6町に設置しています。
監視・事後評価機能	民間委託した業務などが適切に処理されているかどうか、問題は生じていないかなど、委託化後の状態を評価して、必要があれば改善につなげることをいいます。改革後の監視評価と同じ意味です。

用語	解説
企業会計	民間企業的な事業経営をしている会計のことで、地方公営企業法全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のことで、市には、水道事業や病院事業などの企業会計があります。
基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設けられる資金または財産をいい、市には財政調整基金などがあります。
起債制限比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つです。地方債元利償還金および公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税が措置されるものを除く。)に充当された一般財源の標準財政規模および臨時財政対策債発行可能額の合計額(普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。)に対する割合で過去3年間の平均値のことで、起債制限比率が20%以上の団体については、一定の地方債(一般単独事業に係る地方債)の起債が制限され、30%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる(一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される)こととなります。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定したものです。次の算式により算出します。 ※標準的な地方税収入×75/100+地方譲与税等
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を算定するものです。行政項目ごとに、次の算式により算出します。 ※単位費用(測定単位1当たり費用)×測定単位(人口・面積等)×補正係数(寒冷補正等)
義務的な経費	支出が義務的で任意に削減できない経費をいいます。職員給与費等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債(市債)の元利償還金等の公債費などです。
給与	公務員である職員に対して、勤務の対価として支給する報酬・給料・各種手当のことで、
給与の適正化	公務員である職員の給与水準を民間企業の給与との均衡を図るなど、給与制度のあり方を見直すことです。
行財政改革	一般に行政の改革を「行政改革」といいますが、市では財政面の改革も重要と考えており、「行財政改革」という表現を用いています。
行財政改革推進委員会	市の行財政改革の推進に関する意見や提言等をいただくため市が設置している、市民や有識者等で構成する委員会のことで、
業務の総点検	市が実施している多種多様な業務を、市が本当に直営すべきかどうか、効率的にできているかどうかを見直し、改善する作業のことで、
行政評価システム	施策・政策の目標に対する達成度や有効性を評価する仕組みのことで、
協働	複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。一般的には、市民やNPOと行政との「協働」という使われ方がされます。
行財政システム	行政活動の手段や財政運営のあり方など、行政全般の仕組みのことで、
競争入札	「入札」という競争方法を用いて契約の相手方を決定する手法のことで、
業務コスト	行政が実施している一つ一つの業務にかかっている経費・費用のことで、業務コストを分析することで、職員のコスト意識の浸透や経費の縮減につながります。

用語	解説
国の基本方針 2006	平成13年 1 月に設置された経済財政諮問会議(議長:内閣総理大臣)が示した2006年度版「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」のことです。経済政策・財政政策の柱となることから、一般に「骨太の方針」とも呼ばれます。三位一体改革や公務員の総人件費削減・定員の純減目標の設定など、地方行政に大きな影響を持っています。基本方針 2006 では、「2011 年度における国・地方のプライマリーバランスの黒字化」が答申されています。
繰出金	性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間または特別会計相互間において支出される経費のことです。
経過措置事項	平成17年度の近隣6町との合併に伴い、高松市制度への統一のために設けている激変緩和措置のことです。
経常的な収入	市の歳入において、毎年度連続的に、しかも安定的に確保できる見込みの収入のことです。地方税などがその代表です。歳入総額に占める経常的収入が多いほど、歳入構造は安定的であるといえます。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債および臨時財政対策債の合計額に占める割合のことです。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表わします。
契約一元化	例えば、A施設とB施設で共通する電気設備保守点検業務を、別々に発注するのではなく、一つの契約としてまとめて発注することをいいます。一般的に契約の規模が大きいほど、単位当たりの経費は少なくなります。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称して建設副産物といいます。中間処理をしないでそのまま原材料として利用される建設発生土などがあります。
公共サービス	一般的には、税を原資に行政が提供するサービス(様々な公的な給付や役務の提供、道路等の公共施設整備など)のことをいい、行政が公務員を通じて直接提供する場合のほか、民間事業者に委託してサービス提供する場合があります。通常、前者による手法を「直営」、後者を「外部委託(アウトソーシング)」といいます。なお、最近では広く社会が必要とする公的なサービスを含める場合もあります。「新しい公共」参照。
公債費	市が借り入れを起こした借金(市債・地方債)を返済する支払、元利償還費のことです。
公債費負担比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことです。公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表わします。
公民の役割分担	行政と民間の役割分担のことをいい、この計画でも「民間にできることは民間に委ねる」という考え方を基本としています。
財源対策 4 基金	市の一般財源が不足した際に、その財源を賄うために積み立てる基金をいい、市では、財政調整基金、減債基金、生活環境施設整備基金、建設事業基金を財源対策4基金としています。端的には、一般家庭の「預貯金」に相当するものです。
さ行	
歳出	その会計年度における地方公共団体の経費(支出)のことです。その経費は、行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に区分されます。また、経費の経

用語	解説
	済的性質に着目した性質別分類では、義務的経費(人件費、物件費、扶助費)、投資的経費などに区分します。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、財源対策4基金のうちの主要なものです。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のことで、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。
財政健全化	この計画で戦略的取組としている内容です。新たな市民ニーズにも柔軟に対応できるよう財政運営の体質を改善することをいい、経費節減と収入確保を基本とし、プライマリーバランスの黒字維持や市債残高の抑制、事業の選択と集中などに取り組むことです。財政健全性は、「財政収支比率」などの複数の財政指標からおおむね把握することができます。
財政指標	「財政収支比率」「実質公債費比率」「市債現在高」など、財政状況を客観的な数値で表わす指標のことで、
さわやかサービス	市が実施している、市民の皆様を温かく迎えるさわやかな市役所づくりの取組のことで、「笑顔であいさつ」「お客様には「様付け」を」「電話のコールは3回以内、そして名前を名乗る」の3点を重点項目としています。
三位一体改革	国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革、すなわち「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税」の一体的な見直しをいいます。
時間コスト	費用概念の一つですが、端的には「時は金なり」ということです。「時間コスト＝適時・機敏」とも説明されます。時間は目には見えませんが、様々なコスト(費用)はそれにかかる時間が決めています。たとえば、日本の多くの企業や公共部門では、通常の業務執行においてだけでなく、様々な意思決定を行う際にも時間コストを考慮しないことが大きな問題であると指摘されています。
市債	市が借入れを起こした借金のことで、地方債ともいいます。平成18年度末現在(見込)で一般会計には、約1500億円の市債残高があります。
自主財源	市自らの権限で収入できる財源のことで、自主財源の中心は地方税であり、そのほか、条例や規則で徴収できる使用料や手数料なども自主財源です。これに対する用語が「依存財源」です。自治体の裁量が制限されている財源で、その典型は国庫支出金(補助金)などです。
実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した収支のことで、
実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する割合のことで、実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を表わします。
実質公債費比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、起債(地方債の借入れをすること)に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられます。この指標は、起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となります。
指定管理者制度	市が設置している駐車場や市民会館などの市民利用施設(公の施設)の管理者を市議会の議決を経て指定する制度のことで、現在は、民間の株式会社も管理者となることができます。
指定管理者業務	指定管理者に委ねる業務をいい、一般的には施設の管理運営業務を指します。
事務処理権限の出先機関や下位職への委譲	事務処理に関する権限を、本庁から本庁以外の出先機関へ、あるいは上位の職員から下位の職員に委ねることで、

用語	解説
社会コスト	費用概念の一つで、公害、環境破壊等により社会全体あるいは第三者が被る損失＝負担する費用のことです。
受益者負担	サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることです。
少子高齢社会	少子高齢化とは、出生率の低下により子供の数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に占める子供の割合が減り、65歳以上の高齢者の割合が高まることをいいます。先進諸国共通の現象とされています。
使用料・手数料	使用料とは公共施設等を使用した場合の対価をいい、手数料とは特定の者のために提供する公の役務の対価をいいます。
ジョブローテーション	職員採用後の一定期間に、計画的に異なった分野の職務経験を積みながら人材育成を図ることです。市では、若手職員を対象に窓口部門や管理部門などのローテーションを実施しています。
随意契約	契約方法の一つで、契約の目的や性質から競争によらずに契約の相手方を決定する方法をいいます。随意契約は、法令が認める場合に限り、これによることができます。
政策主導型組織	市民に身近なところで、市民本位の政策展開を図るために編成される組織のことです。この計画でも、市の行政組織を政策主導型に転換することを明記しています。
説明責任	行政が住民に対して負う責任の一つで、政策や事業について、その意義、目的、成果などを事前・事後に説明する責任のことです。説明責任は、行政評価制度の導入や積極的な情報公開により果されるとされていますが、さらに行政と住民間のコミュニケーションの促進や信頼関係の構築にも寄与します。
総合評価方式	平成17年4月1日より「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、同年8月26日に基本方針が示されています。この法および基本方針を受けて、単なる「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」を図ろうとする方法のことです。
た行	
第4次行財政改革計画(素案)	この計画書の素案のことで、平成18年11月27日に公表しました。
高松市水道事業基本計画(高松市水道ビジョン)	高松市水道局が平成19年3月に作成した計画で、水道事業運営の中長期的指針として、今後12年間、高松市水道局が取り組む事業方針と施策を示したものです。
地域行政組織	支所・主張所のほか、本庁以外の出先機関の組織を指しています。
地域分権や地域自治	地方分権が推進される中で、地域住民自らが地域を支える考え方や仕組みのことです。市では、「地域自らのまちづくり」を目標に、市民と行政のパートナーシップによる自主的・主体的なまちづくりをめざし、地域コミュニティの育成を積極的に推進しています。
地方公営企業法の全部適用	現在、市の病院事業は地方公営企業法の財務規定を一部適用していますが、水道事業は同法を全部適用しています。水道事業のように、同法を全面適用することをいいます。
中核市	中核市は、平成6年6月の地方自治法改正により創設されました。政令指定都市以外の都市で規模能力(人口)が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにしたものです。現在は、人口30万人以上の都市が対象となります。中核市が処理することとなる主な事務は、保健所が処理する事務(保健所を設置することになるため)、民生行政に関する事務、都市計画等に関する事務、環境保全行政に関する事務などがあります。平成19年4月1日現在、全国に35市あります。高松市は平成11年4月に中核市となりました。近隣では松山市、高知市、岡山市、倉敷市などが中核市です。

用語	解説
中長期的な維持補修計画(仮称)	市は図書館や美術館などの住民利用施設のほか、支所・出張所や保健センター、コミュニティセンターなどの様々な行政施設(建物)を設置していますが、これらの施設の維持管理や補修費負担について、各施設管理者が作成を検討する中長期的な計画のことで、アセットマネジメント(資産管理)の考え方を参考にする必要があります。
長期継続契約	単年度契約ではなく、複数年次の契約をいいます。法令の規定に基づき、長期継続契約をすることができます。一般的に経費節減等が図れます。
庁内分権	市長にある権限や特定部局に集中している権限を、各部長や現場に降ろすなど、庁内的にも権限を分権化することです。
定員管理	市の正規職員数を業務量やその性質に照らして適正に見直し、管理することです。
電子申請・届出システムや電子調達システム	インターネットの技術やサービスを活用して、各種の申請や届出、競争入札などを行う仕組みのことです。
投資的経費	投資的経費の支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、公共事業費や施設建設事業費等のことです。普通建設事業費や災害復旧事業費などの区分があります。
特殊勤務手当	職員に対する給与のうち、著しく危険、不快、不健康な業務や、その他困難な業務に従事した職員に支給する手当のことです。厳しい財政状況や社会情勢の変化などにより、特殊勤務手当の見直しが要請されています。
特定財源	市の行政活動の原資となる財源のうち、その用途が特定されている財源のことです。国庫支出金、県支出金、地方債(市債)、分担金、負担金、使用料、手数料などがあります。
特別会計	一般会計に対して、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計で、市には国民健康保険事業や下水道事業などの特別会計があります。
特別会計への地方公営企業法の適用	より効率的な事業運営や経営の透明性を高めるため、法令の定めに従って、特別会計に地方公営企業法を適用することをいいます。
特別滞納整理班	特別滞納整理班は、滞納税額の縮減が県市共通の課題となっている現状から、本市の滞納整理強化の一環として、県が創設した税務職員併任徴収制度を活用して、市が平成16年12月に県税職員と本市職員により整えた体制です。現在、県税職員12名と本市職員9名の計21名で、高額・悪質な滞納案件に取り組んでいます。
は行	
パートナーシップ	市民・企業と行政、または市民とNPOなどが、対等の関係に立って協力し合い、相互に補完的な関係を築きあげることです。
パブリック・コメント	市の制度や施策を決定する前の段階で広く住民に計画案などを公表して、住民からの意見や情報を募集し、寄せられた意見・情報に対する市の考えを明らかにしたうえで、市の意思決定を行う制度のことです。この計画もパブリック・コメントを経て策定しています。
非公募と公募(指定管理者の指定)	公の施設の管理者となる「指定管理者」は、原則として公募または競争により指定するものですが、その施設の性質などから公募競争によることが適さない場合は、公募によらず「非公募」、すなわち特定の団体を指名する方法によることができます。管理者選定の公平性や透明性、市の外郭団体の経営改善の観点からは、公募選定が望ましいとされています。
P D C A サイクル(計画・実施・評価・改善)	PDCA サイクルとは、計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。PDCA サイクルの最大の特徴は、計画から改善に至るプロセスを、さらに次

用語	解説
	の計画に結びつけることにあります。近年、行政においても、行政評価(政策評価)を導入する動きがあり、この行政評価はPDCAサイクルを念頭に置いて導入することで高い効果を得られるとされています。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に普通交付税を加算した額のことで
部局	市の組織のうちの、各部または行政委員会の事務局などを指します。
副市長への市長権限の委任	平成19年4月1日施行の改正地方自治法で、市長を補佐する助役制度が見直され、副市長を置くこととなりました。これに併せて、副市長の権限が明確に定められ、市長の命を受けて政策および企画をつかさどることや市長からの委任を受けて自らの権限と責任で事務を行えるようになってい
扶助費	端的には「福祉」に要する費用のことで、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、市が被扶助者に対して支給する費用(現金)や物品の提供に要する経費などをいいます。
普通会計	個々の地方公共団体では各々の会計が担当する範囲が異なっており、財政状況を統一的に把握し、比較するためには、各団体の財政状況を標準的なモデルに置き換えることが必要です。そのため、地方財政統計上、便宜的に用いられる全国標準の会計区分のことを「普通会計」といいます。地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額です。
普通財産	市が所有する公有財産の区分の一つであり、公共の用に供している行政財産以外の財産のことで
物件費	市が支出する費用のうち、人件費や扶助費、補助費、普通建設事業費など以外の消費的性質の経費の総称です。アルバイトの賃金、旅費、交際費、消耗品などを購入する需用費、委託料、原材料費などの経費です。
プライマリーバランスの黒字化を堅持する市債の発行	プライマリーバランス(基礎的収支)の黒字を維持するために、借入金(市債)の返済額を考慮しながら、適切な管理のもとで市債発行額を定めることをいいます。
包括的民間委託	施設の運転・維持管理について、一定の要求水準(性能要件)を満足することを条件に、民間事業者(受託者)の裁量に任せる「性能発注」の考え方に基づく委託方式のことで
補助費等	性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法の規定に基づく繰出金も含まれます。わかりやすい例としては、各種団体や特定事業に対する補助金または助成金などがこれに当たる経費です。
ら行	
ライフサイクルコスト	建物にかかる生涯コスト(費用)のことで、建築コストだけではなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物の全期間にわたるコストをい
利用料金制	指定管理者制度で認められている料金制度のことで、条例で定めることが必要ですが、公の施設を管理する指定管理者が利用者が支払う施設使用料を自らの収入として扱える仕組みであり、管理者のやる気につながりま
類似都市	一般的に人口や面積などの都市規模が類似している都市のことをいいますが、高松市は「中核市」であることから、通常、類似都市という場合、他の中核市を指します。平成19年4月現在、全国に中核市は35市あります。